

福祉関係団体活動報告

社会福祉法人 山口県社会福祉協議会・・・	1
社会福祉法人 山口県共同募金会・・・	9
山口県民生委員児童委員協議会・・・	11
一般財団法人 山口県老人クラブ連合会・・・	14
一般社団法人 山口県身体障害者団体連合会・・・	18
山口県老人福祉施設協議会・・・	20
山口県障害福祉サービス協議会・・・	32
山口県身体障害者施設協議会・・・	42
一般財団法人 山口県児童入所施設連絡協議会・・・	43
一般財団法人 山口県知的障害者福祉協会・・・	44
一般財団法人 山口県保育協会・・・	46
一般財団法人 山口県里親会・・・	47
一般財団法人 山口県手をつなぐ育成会・・・	48
山口県肢体不自由児協会・・・	50
山口県肢体不自由児（者）父母の会連合会・・・	51
一般財団法人 山口県母子寡婦福祉連合会・・・	52
山口県地域活動連絡協議会・・・	54
山口県精神福祉会連合会・・・	55
社会福祉法人 山口県社会福祉事業団・・・	56
公益財団法人 山口県健康福祉財団・・・	58
山口きらめき財団・・・	59

山口県・市町社会福祉協議会

<団体概要>

・沿革

県社協 昭和26年3月22日設立（法人認可：昭和29年8月21日）

市町社協 昭和26年3月28日以降、順次設立（法人認可：昭和27年5月31日以降、順次法人化）

・経営理念

「住みたい地域で 誰もが 安心して 心豊かに 暮らし続けることができる
まちづくり」（第7次福祉の輪づくり運動県域推進活動計画 基本理念）

・活動目的

県社協

都道府県の区域内において次の事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする。（社会福祉法第110条）

- 1 広域で行うことが適切な事業
- 2 福祉人材の養成及び研修
- 3 社会福祉事業経営者の指導及び助言
- 4 市町社協の相互の連絡及び事業の調整

市町社協

市町村内の区域内において次の事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする。（社会福祉法第109条）

- 1 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 2 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 3 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 4 社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

<重点事業・重点目標>

次の項目を重点事業・重点目標とします。

（項目）

- 1 地域共生社会の実現に向けた相談支援・地域づくり
 - (1) 社会福祉協議会の組織体制の強化
 - (2) 地域生活課題の変化等に対応する各種福祉サービス提供体制の確保
 - (3) 生活困窮者自立支援体制等の相談支援体制の拡充・強化
 - (4) 高齢者や障がい者等が活躍する地域づくりの推進
 - (5) 学校教育における福祉分野への理解促進
- 2 災害福祉支援の体制強化
 - (1) 災害福祉支援センターの基盤強化
 - (2) 災害ボランティアセンターの円滑な運営
 - (3) DWA T（災害派遣福祉チーム）の拡充に向けた基盤整備
- 3 地域における権利擁護体制の充実
 - (1) 日常生活自立支援事業の体制強化

- (2) 成年後見制度の適切な利用のための中核機関の体制整備
- (3) 福祉の支援を必要とする被疑者・被告人及び矯正施設退所者等への支援体制整備

4 福祉人材の確保、定着

- (1) 人材確保に向けた更なる事業の充実
- (2) 職員の専門性向上

(内容)

1 地域共生社会の実現に向けた相談支援・地域づくり

(1) 社会福祉協議会の組織体制の強化

- ① 社協力向上プロジェクト事業（社協評価事業）に取り組み、組織の現状や課題等を明らかにすることで、社協力（組織力、財政力、事業実施力）の向上を図ります。
- ② 市町社協は、「地域福祉活動計画」を策定し、市町行政が策定する「地域福祉計画」との連携を図ります。また、地域の実情に即した小地域福祉活動が展開できるよう、「小地域福祉活動計画」の策定を支援し、地区社協組織の基盤強化を進めます。
- ③ 構成組織会員、賛助会員の増強に取り組むとともに、寄附を求める意図を明確にし、財政基盤の強化を図ります。
- ④ 社協の適正な経理業務を行うため、「出納業務に関する10のチェックポイント」や「預かり金品等の管理における6つのポイント」、「受託団体との事務委託契約書」等を活用し、内部牽制機能の確実な実行に取り組みます。
- ⑤ 地域住民や地域社会に対して、社協が果たす使命や役割について広く、わかりやすく発信するとともに、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）やホームページを活用した最新情報の発信に努めます。
- ⑥ 業務でのICTの活用を促進し、効率的・効果的な事業運営に取り組みます。
- ⑦ 共同募金の運動性を意識し、地域生活課題や社会課題の解決を図るため、社協活動と共同募金運動を一体的に展開します。

(2) 地域生活課題の変化等に対応する各種相談・福祉サービス提供体制の確保

- ① 地域福祉を推進する中核的な組織として、地域の実態把握、分析に努め、制度の狭間のニーズに対応し、地域生活課題の解決に向け、新たなサービスや仕組みの開発・実践に率先して取り組むとともに、行政と連携を図り先駆的な事業の提案等、地域生活課題の解決に向けて積極的な政策提言を行います。
- ② 市町単位での社会福祉法人・福祉施設と協議の場を持ち、地域生活課題の解決に向けて連携・協働に取り組むなど、地域における公益的な取組の促進を図ります。
- ③ 分野横断的な相談対応が行われるよう、包括的な支援体制の構築を図ります。また、包括的な支援体制の構築に向けて、行政と連携し、重層的支援体制整備事業の活用を図ります。

④ 地区社協や自治会単位で、地域における保健、医療、福祉関係機関等が連携し、小地域見守りネットワーク活動の充実やふれあい・いきいきサロン等の地域住民の居場所づくり、住民参加による生活支援サービス、助け合いの仕組みづくりを推進します。

(3) 生活困窮者自立支援体制等の相談支援体制の拡充・強化

① 社協の持つ相談・支援体制を活かして、様々な組織・団体と連携し、生活困窮者支援や権利擁護支援の充実を図ります。

(4) 高齢者や障がい者等が活躍する地域づくりの推進

① 高齢者や壮年層が、豊かな知識や経験、技能を活かしながら積極的に地域福祉活動に参加するよう、働きかけます。

② 障がい者の「想い(就労、暮らし、自立)」を実現するため、障害福祉サービスや事業に取り組みます。また、「あいサポート運動」や「心のバリアフリー」の深化を推進するとともに、「合理的配慮」に関する周知活動とその実現に向けた積極的対応を推進します。

(5) 学校教育における福祉分野への理解促進

① ボランティア活動・福祉教育を推進し、住民の地域への関心や福祉を我が事とする意識を高め、他者ともに生きる力を育む取組を推進します。

2 災害福祉支援の体制強化

(1) 災害福祉支援センターの基盤強化

① 災害ボランティアセンターや地域支え合いセンター及びDWA T活動等の災害福祉支援活動を総合的に展開していくため、「山口県災害福祉支援センター」の体制整備を進めます。

(2) 災害ボランティアセンターの円滑な運営

① 災害発生時に地域住民や関係機関・団体と連携・協働した災害ボランティア活動が行えるよう、運営者養成研修等を行うとともに、災害ボランティアセンター運営等に係る自治体や関係団体との協定締結を図り、平時から災害ボランティアセンターの運営体制の構築を進めます。

② 災害支援アプリ、SNS、ウェブ会議ツール等のICTの活用により災害ボランティアセンター運営における調整業務の省力化、情報共有における同期性の向上等の効率化を図ります。

(3) DWA Tの拡充に向けた基盤整備

① 高齢、障害、保育等の各種別団体等で構成している「山口県災害福祉支援ネットワーク協議会」(県と県社協の共同事務局で設置)を中心に、山口県におけるDWA Tの充実強化を図ります。

3 地域における権利擁護体制の充実

- (1) 日常生活自立支援事業の体制強化
 - ① 社協の持つ相談・支援体制を活かして、様々な組織・団体と連携し、生活困窮者支援や権利擁護支援の充実を図ります（再掲）。
- (2) 成年後見制度の適切な利用のための中核機関の体制整備
 - ① 成年後見制度の適切な利用促進を図るため、制度に関する啓発を行います。また、地域の受け皿づくりに寄与するため、社協として法人後見人の受任を行うとともに、中核機関の体制整備等、制度の適切な利用環境を進めていくために関係機関や団体との連携強化を図ります。
- (3) 福祉の支援を必要とする被疑者・被告人及び矯正施設退所者等への支援①福祉の支援を必要とする被疑者・被告人及び矯正施設退所者に対して必要な支援を当たることができるよう行政機関や関係団体の本事業への理解や連携・協働、地域社会への啓発など様々な活動を行います。

4 福祉人材の確保、定着

- (1) 人材確保に向けた事業の充実
 - ① 行政や関係団体と連携しながら福祉分野の職業の魅力を地域社会全体に発信し、イメージアップの強化と理解促進を図ります。また、研修でのスキルアップをはじめ、職員が専門性を活かして働き続けられる職場環境の構築に努め、福祉人材の定着を図ります。
- (2) 職員の専門性向上
 - ① 福祉サービスの質の向上及び社会福祉事業経営の透明性を確保するとともに、利用者の適切な福祉サービス選択に資する情報提供を行うため、福祉サービス第三者評価事業の受審拡大及び評価機関の体制充実に努めます。

<要望事項>

1 取りまとめの経緯

上記重点事業・重点目標を推進・達成するため、市町社協会長会総会において以下のとおり要望事項を取りまとめました。

2 要望事項

- (1) 市町社会福祉協議会の活動に対する支援について
 - ア 地域共生社会の実現に向けた相談支援・地域づくり
 - ア 社会福祉協議会の組織体制の強化
 - ① 地方交付税措置となっている福祉活動専門員の算定基礎単価の確保や、委託事業等における人件費相当分の確保に対して、支援・協力を要望します。
 - ② 住民のニーズに応じた総合的な支援活動の企画及び実施を行うコミュニティソーシャルワーカーや、ボランティア活動・福祉教育の推進を中心的に

担うボランティアコーディネーターの配置及び人件費確保に対して、支援・協力を要望します。

- ③ 包括的な支援体制の構築に当たっては、行政の庁内連携を進めるとともに、行政、市町社協、関係機関が連携・協働して、地域生活課題の解決に向けて切れ目のない伴走支援が実施できるよう、支援・協力を要望します。
- ④ 重層的支援体制整備事業については、市町によって取組状況が異なるため、県における後方支援事業の拡充について、支援・協力を要望します。

(イ) 地域生活課題の変化等に対応する各種相談・福祉サービス提供体制の確保

- ① 住民同士の支え合いの仕組みづくりやボランティア等の生活支援の担い手養成・発掘等は、これまで社協が手がけてきたコミュニティワーク実践そのものであるため、市町社協に専任の生活支援コーディネーターが配置されるよう、人材確保に対して支援、協力を要望します。
- ② 地区社協等を拠点に地域のニーズ発見や住民と活動者、社協等をつなぎ、住民活動を促進する役割を担う地域福祉コーディネーターの配置について、支援・協力を要望します。
- ③ 地域住民（特に高齢者等）の移動及び買物等に対して、地域のニーズに合った交通サービスが提供できるよう支援・協力を要望します。
- ④ 医療、社会福祉法人・福祉施設、福祉の専門職や警察、消防、民間事業者等との連携による見守りネットワークの充実や住民と専門職で共に支える地域見守り活動連携体制づくりについて、支援・協力を要望します。
- ⑤ 条件不利地域や困難ケースへの対応のため社協が介護保険事業を実施せざるを得ない場合など、社協が地域において必要とされる介護サービスを提供することができるよう支援を要望します。
- ⑥ 社会福祉法人・福祉施設が、地域の社会資源として専門性を活かし、相互の連携・協働により地域生活課題の解決に向けた地域公益活動に取り組むことができるよう、継続的な支援を要望します。

また、社会福祉法人・福祉施設の地域公益活動が地域生活課題に応じた多様な支援活動につながり、市町の包括的な支援体制の一助となっていることを市町行政に積極的に周知することを要望します。

(ウ) 生活困窮者自立支援体制等の相談支援体制の拡充・強化

- ① 改正生活困窮者自立支援法に定められた居住支援の強化、子どもの貧困への対応、支援関係機関の連携強化等が円滑に実施されるよう、自立相談支援機関等への支援・協力を要望します。

イ 災害福祉支援の体制強化

(ア) 災害ボランティアセンターの円滑な運営

- ① 災害発生時に迅速・円滑な対応ができるよう、平時から災害ボランティアセンター運営の役割分担やそれにもとづく委託契約の締結が市町社協と自治体で進むよう要望します。

また、複数の自治体が被災した時に自治体の枠を超えて活動する広域の

災害ボランティアセンターの運営体制の構築を要望します。

ウ 地域における権利擁護体制の充実

(ア) 日常生活自立支援事業の体制強化

- ① 日常生活自立支援事業の利用者への迅速かつきめ細やかな対応や支援の充実を図るため、相談受付や訪問調査、契約締結等を中心的に行う専門員及び生活支援員の人材確保及び人件費確保に対して、支援・協力を要望します。

(イ) 成年後見制度の適切な利用のための中核機関の体制整備

- ① 成年後見制度利用促進のため、市町社協が法人で後見人を受任し、地域における成年後見制度の受け皿となることができるよう、人材確保及び人件費確保に対して、支援・協力を要望します。

(2) 山口県社会福祉協議会の活動に対する支援について

ア 地域共生社会の実現に向けた相談支援・地域づくり

(ア) 社会福祉協議会の組織体制の強化

- ① 「第7次福祉の輪づくり運動推進県域活動計画」を的確に進めることができるよう、十分な予算措置及び県社協の運営費補助（福祉活動指導員設置事業）の継続について、支援・協力を要望します。また、委託事業等の人件費相当分の確保について、併せて支援・協力を要望します。

(イ) 生活困窮者自立支援体制等の相談支援体制の拡充・強化

- ① 新型コロナウイルス感染症に伴う特例貸付を含めた生活福祉資金貸付事業について、市町行政や生活困窮者自立相談支援機関等との協働による取組への支援・協力を要望します。

(ウ) 高齢者が活躍する地域づくりの推進

- ① 生涯現役社会の定着に向け、中高年・高齢者の生きがいづくり、健康づくり、仲間づくり活動等の自主的な社会参加や地域福祉活動への取組について相談支援を行うため、生涯現役推進センターの人員体制強化に、特段の配慮を要望します。
- ② 高齢者の社会参加への気運をより一層高めるため、高齢者のスポーツ文化活動に対する県民の参加意識の向上や社会参加支援体制の充実強化を図るため、ねんりんピックへの参加の促進に係る予算確保を要望します。

イ 災害福祉支援の体制強化

(ア) 災害福祉支援センターの基盤強化

- ① 災害ボランティアセンターやDWA T活動等の災害福祉支援活動を総合的に展開するとともに、平時からの人材養成やネットワークの強化を図るため、常設の災害福祉支援センターの体制充実について、特段の御支援を要望します。

- ② 災害発生時に迅速・円滑な対応ができるよう、平時から災害ボランティアセンター運営等の役割分担やそれにもとづく委託契約の締結が市町社協と自治体で進むよう要望します。

また、複数の自治体が被災した時に自治体の枠を超えて活動する広域の災害ボランティアセンターの運営体制の構築に係る検討を進められるよう要望します。

(イ) 災害ボランティアセンターの円滑な運営

- ① 複数の市町が被災する広域での災害発生に対し、各地域の状況に即した支援を素早く届けるためには、地元と外部支援者の協働による課題解決の取組や官民連携による広域的な支援体制の構築が必要不可欠であり、災害時に機能するネットワークの構築や災害ボランティアセンター運営者等の育成について支援・協力を要望します。
- ② 令和2年の内閣府通知により災害ボランティアセンターの運営にかかる経費の一部（職員の人件費及び旅費等の一部）が災害救助事務費の対象となりましたが、この対象経費以外にも、拠点設置や車両等の賃借料や資機材等の設置費等の多額の経費が必要です。そのため、こうした実態に即した災害ボランティアセンターの設置・運営に対する対象経費の拡充について、特段の配慮を要望します。

(ウ) DWA Tの拡充に向けた基盤整備

- ① DWA Tの充実強化について人的、財政的な支援・強化を要望します。

ウ 地域における権利擁護体制の充実

(ア) 日常生活自立支援事業の体制強化

- ① 日常生活自立支援事業の事業展開に対し、高齢化の進行や障がい者の地域移行の進展による利用者の増加に対応できるよう国の補助基準に基づく予算確保を切に要望します。

(イ) 成年後見制度の適切な利用のための中核機関の体制整備

- ① 法人成年後見支援センターが行う成年後見制度に関する啓発や市町社協による後見等受任に対する後方支援等受任促進に向けた体制整備に対し、支援・協力を要望します。
- ② 成年後見制度利用促進における社協の取組を進めるため、県域段階での関係機関や団体との連携強化や事業実施に向けた取組について、財源の確保などの支援・協力を要望します。

(ウ) 福祉の支援を必要とする被疑者・被告人及び矯正施設退所者等への支援体制整備

- ① 福祉の支援を必要とする被疑者・被告人及び矯正施設退所者に対して必要な支援に当たることができるよう、人員体制の強化について、十分な予算確保を要望します。また、行政機関や関係団体の本事業への理解や連携・

協働、地域社会への啓発など様々な活動に対して、支援・協力を要望します。

エ 福祉人材の確保、定着

(ア) 人材確保に向けた更なる事業の充実

- ① 山口県福祉人材センター（無料職業紹介事業所）が行う福祉人材の斡旋事業による人材確保を促進するために、就労相談支援機能の充実強化や福祉人材センターの認知度向上の取組に必要な財源確保について、特段の配慮を要望します。また、山口労働局や公共職業安定所、県の労働政策担当課等との情報交換会を定期的を開催する仕組みを事業化するなど、連携強化について国への働きかけ等を要望します。
- ② 「保育士・保育所支援センター」設置・運営に伴う支援体制の充実と財源確保の支援を要望します。
- ③ 福祉の仕事魅力発信事業の更なる充実強化が図れるよう、PR媒体の作成やPRイベントの開催などについて、各関係機関、団体が共同して実施できるよう予算確保を要望します。また、各圏域で、上記のような取組を進めるために、福祉人材センター職員の更なる増員を要望します。
- ④ 介護福祉士修学資金が更なる介護人材の確保につながるよう、制度を安定的に運営していくための財源確保を要望します。

(イ) 職員の専門性向上

- ① 福祉研修センターにおいて、福祉人材育成の拠点として、社会情勢や受講者のニーズに対応した専門的・体系的な研修が実施できるよう運営に必要な職員の人件費について支援・協力を要望します。
- ② 福祉サービス第三者評価事業の受審拡大に向け、本事業の推進組織である県として、各種別団体や各施設への事業周知について特段の配慮をいただくとともに、保育所と同様に高齢者施設及び障害者（児）施設等への受審費用の加算や補助について国への働きかけや県独自での支援を要望します。また、評価の充実を図るために、山口県内での評価調査者養成研修の実施を要望します。

社会福祉法人山口県共同募金会

<団体概要>

・沿革

- 昭和22年10月6日 山口県共同募金委員会発足
(委員長：山口県知事 田中龍夫)
- 昭和22年11月25日
～12月25日 第1回共同募金運動実施
- 昭和27年5月10日 社会福祉法人山口県共同募金会設立認可
- 昭和27年5月29日 社会福祉法人山口県共同募金会設立登記

・設立目的

たすけあいの精神を基調として、山口県における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図るために、共同募金事業を行うことを目的とする。

・活動内容

共同募金の目標額、受配者の範囲及び配分の方法を決定し、募金を実施するとともに、地域福祉の課題解決に取り組む県内の民間団体からの申請に基づき、公平かつ効果的な配分を行う。また、大規模災害の発生に備え、災害等準備金を積み立て、災害ボランティアセンターの運営等を支援するほか、共同募金に関する広報活動、配分使途の監査等を行う。

<重点事業・重点目標>

1 共感できる募金の推進

市町共同募金委員会との連携の下、地域の解決すべき福祉課題や県域における支援ニーズ等、募金の目的を明確に示した上で、戸別募金や法人募金、職域募金等の推進を図るとともに、「赤い羽根テーマ募金」や「UMOUプロジェクト in 山口」などの新たな募金手法の充実強化に引き続き取り組むほか、キャッシュレス募金の導入等募金手法の多様化に積極的に取り組みます。

- ・ 県域助成団体等への情報提供によるテーマ募金新規取組団体の開拓
- ・ 羽毛製品の回収強化に向け、市町共同募金委員会と連携した行政等への働きかけ
- ・ 新しいガチャガチャグッズの作成・活用
- ・ QRコード決済による募金の利用促進
- ・ SNSを活用した広報手法の研修実施と実践展開
- ・ 全国の共同募金会と連携した「重点助成分野」による活動のPR

2 地域ニーズを反映した助成の確立

地域課題を解決するための活動に助成できるよう、ニーズを的確に把握するとともに、地域に具体的な良い変化が期待できるような助成を行いま

す。また、助成した活動の内容や成果が寄付者にしっかり伝わるよう可視化を図るなど、効果的な広報に努めます。

- ・取組の促進が特に必要とされる課題に重点的に助成を行う「特別助成プログラム」の拡充
- ・地域住民のニーズに即した助成プログラムの開発を行う「赤い羽根 住民の「解決したい！」を応援するプロジェクト」（中央共同募金会モデル事業）の実施
- ・全国の共同募金会の連携を図る共通助成テーマの検討
- ・県域助成団体の活動状況や助成金の使途等に係る実地調査の実施

3 参加と協働による組織運営の確立

共同募金運動の一層の推進に向けては、地域課題への的確な対応が重要であり、地域福祉を推進する県社会福祉協議会及び市町共同募金委員会事務局を担う市町社会福祉協議会との連携・支援を強化します。また、自治会、民生委員児童委員協議会をはじめ、様々な関係団体と協働して、共同募金運動の活性化を図ります。

- ・第7次福祉の輪づくり運動推進県域活動計画を推進するための「特別助成プログラム」の実施
- ・地域助成財源の確保（原則として一般募金額の6割以上）
- ・市町共同募金委員会と連携した「特別助成プログラム」や「住民の「解決したい！」を応援するプロジェクトの実施

4 県共同募金会の運営

本県における共同募金運動を一層推進するため、本会の円滑かつ効果的な運営に努めます。また、6月に役員及び評議員の任期が満了することから、新たな役員及び評議員の選任に向けた手続きを行います。

- ・職員の資質向上に向けた研修等への積極的な参加
- ・助成申請のオンライン化による事務の効率化

山口県民生委員児童委員協議会

<団体概要>

・設立

昭和39年（1964年）4月1日

・設立目的

民生委員法第20条の規定に基づき、民生委員・児童委員を構成員とする組織「民生委員児童委員協議会」が一定区域ごとに設置されており、より広域に活動するための市町民生委員児童委員協議会を構成員とする連合組織であり、民生委員・児童委員活動の実践の発展を図ることを目的とする。

・事業内容

民生委員・児童委員活動の強化推進に関する調査研究や研修の実施、情報提供など

・構成団体

市町民生委員児童委員協議会

<重点目標>

- (1) さまざまな課題を抱えた人びとや親子に対する個別援助活動の充実を図る。
- (2) 地域の幅広い関係者と連携し、地域のつながり、地域の力を高める。
- (3) 民生委員・児童委員が行う地域福祉活動の充実を図る。
- (4) 児童委員制度やその活動への理解の促進を図る。
- (5) 地区民児協活動の活性化並びに民生委員・児童委員の資質向上に取り組む。
- (6) 「活動強化方策」を基に、地域の特性を踏まえた取り組みへの働きかけ、及び活動環境の整備を図る。
- (7) 「ふれあいのネットワークづくり運動」の推進及び継続のための研究協議に取り組む。

【実践申合せ事項】

- (1) 「災害に備える民生委員・児童委員活動に関する指針（民生委員・児童委員による災害時要援護者支援活動に関する指針〔改訂第4版〕）」に沿った活動の推進。
- (2) 地域で生活し、支援を要する方への個別相談支援の充実を図るべく、近隣住民や福祉員、自治会長、老人クラブ員等との連携のもとに「ふれあいのネットワークづくり運動」の推進及び継続に向けての研究協議に取り組む。
- (3) 県・市町社会福祉協議会との連携を深め、「福祉の輪づくり運動」のさらなる推進に取り組む。
- (4) 課題を抱えながら周囲に助けを求められない人々や親子を早期に発見し、支援につながることで課題の深刻化を防止するために、幅広い人々や関係機関と連携・協働して取り組む。
- (5) 「地域共生社会」の実現に向けて、介護保険制度、生活困窮者自立支援制度、こども基本法、障害者自立支援法、認知症基本法、孤独・孤立対策推進法など、福祉にかかる制度・施策・サービスについて研修を深め、生活困窮者、地域で孤立した人への支援に向けて、保健・医療・福祉に関わる関係機関・団体との連携強化に取り組むとともに、生活福祉資金の周知と活用の促進に取り組む。

- (6) 「共同募金運動」「歳末助け合い運動」の推進に対し積極的に協力する。
- (7) 地区民児協の組織体制の充実を図るとともに、地域福祉活動の展開、民生委員・児童委員の資質向上に向けた研修など、主体的な活動展開を積極的にすすめる。
- (8) 「活動強化方策」地域版策定により、意識すべき民生委員・児童委員としての基本や、活動、民児協活動を整理した上で今後の取組につなげる。
- (9) 「全国児童委員活動強化推進方策2017」に基づき、すべての民生委員が児童委員であることを意識した活動に取り組む。
- (10) 市町における「地域福祉計画」及び市町社協の「地域福祉活動計画」の策定に向けて、引き続き参画し計画の推進に取り組む。

<要望事項>

1 取りまとめの経緯

山口県民生委員児童委員協議会 常任理事会、理事会において協議を行い、実践申し合せ事項及び要望事項を取りまとめた。

(1) 会 議

ア 常任理事会

- (ア) 期 日 令和7年5月26日(月)
- (イ) 会 場 山口市「山口県総合保健会館」
- (ウ) 出席者 常任理事8名

イ 理事会

- (ア) 期 日 令和7年6月19日(木)
- (イ) 会 場 山口市「維新みらいふスタジアム」
- (ウ) 出席者 理事15名

(2) 協議内容

「住みたい地域で誰もが安心して心豊かに暮らし続けることができるまちづくり」を目指して、住民の立場に立った個別相談援助活動をはじめ、見守りのネットワークづくり、児童問題・子育て支援に関わる取組を推進する。

また、民生委員・児童委員の資質向上のための研修体制の充実と、民児協組織・機能の強化を重点目標に定め、地域住民の基本的人権の擁護を根底に、常任理事会及び理事会で研究協議を行い実践申し合せ事項や要望を決定した。

2 要望事項

(1) 在宅高齢者への環境の整備

- ア ひとり暮らし高齢者、認知症高齢者、寝たきり高齢者、75歳以上高齢者のみ世帯等の援護対策の充実と認知症高齢者等の介護者への対策を図られたい。
- イ 高齢者の生きがいがづくり・生涯現役社会づくりの推進、高齢者支援の充実強化を推進するために、「やまぐち高齢者プラン」に基づいた全県的な施策展開を図られたい。

(2) 児童環境づくりの充実強化

- ア 地域での子育て支援や養育支援の充実を図るべく、相談窓口の充実や子育てサロン、子育てサークル、子ども食堂の活動支援などの幅広い展開に対し支援を図られたい。

- イ 家庭及び学校生活の変化や災害などによるストレスや不安から子どもを守るための心のケアを図られたい。
- ウ 県全域において児童虐待や配偶者暴力（DV）の防止に向けた総合的な施策の展開に向けて支援を図られたい。
- エ 社会全体で子どもや子育て家庭を支えるため「やまぐち子ども・子育て応援プラン」に基づいた全県的な施策展開を図られたい。
- オ 市町における母子・父子家庭に対するサービス提供の充実強化を図られたい。
- カ 貧困等課題を抱えた親子や虐待を引き起している家族へ支援を図られたい。
- キ 学校との連携が必要であるため、教育行政についての主任児童委員研修を図られたい。
- ク 児童環境づくりの充実強化のため、子どもを守る地域ネットワークの形成への支援を図られたい。

(3) 在宅要支援障がい者（児）対策の充実強化

- ア 障害者総合支援法に基づくサービスの利用におけるケアマネジメントや苦情解決など、サービスを円滑に利用するための利用者支援の充実を図られたい。
- イ 障がい者（児）支援体制を総合的に構築するため、「やまぐち障がい者いきいきプラン」に基づいた全県的な施策展開を図られたい。
- ウ 障害者差別解消法の啓発を図られたい。
- エ 地域で生活する障がい者（児）に対して、相談窓口の充実やボランティアなどによる日常的な生活支援等の取組に対し支援を図られたい。
- オ 障がい者（児）の介護者に対する支援対策の充実を図られたい。
- カ 精神障がい者及び難病患者等への福祉施策の充実を図られたい。

(4) 地域福祉の総合的な推進

- ア 日常生活自立支援事業に係る低所得者に対する利用料の補助制度の整備を図られたい。
- イ 成年後見制度の円滑な運用がすすめられるよう、市町職員及び自治会役員への啓発と市町長申立ての取組促進について支援願いたい。
- ウ 市町における「地域福祉計画」及び市町社協の「地域福祉活動計画」の策定に向けて、民生委員・児童委員の参画が市町により格差があり、全県的な参画が図られるよう支援願いたい。

(5) 民生委員・児童委員活動の充実強化

- ア 地域住民や関係機関に民生委員・児童委員活動への理解と協力を広げ、なり手確保のために広報活動の充実を図られたい。
- イ 組織的委員活動を一層強化するため、県・市町の連絡調整機能を有する連合民児協の設置・役割に関して、法令上の位置づけを図られたい。
- ウ 民生委員・児童委員活動におけるICT活用を推進するために、ICT環境の整備のための支援を図られたい。
- エ 民生委員・児童委員の資質向上のための研修事業の充実・強化の支援を図られたい。
- オ 民生委員・児童委員活動に必要な行政情報の提供に特段の配慮を図られたい。
- カ 民生委員・児童委員活動の推進強化を図るための活動費の支援を図られたい。
- キ さまざまな課題を抱えた人びとや世帯に対する個別援助活動への支援を図られたい。

一般財団法人山口県老人クラブ連合会〔きららシニア山口〕

<団体概要>

・沿革

設 立 昭和37年（1962年）9月21日

法人移行 平成26年（2014年）4月 1日

・設立目的

老人クラブ活動の推進を図るとともに、高齢者の生きがいや健康づくりに資するための教養講座、レクリエーション、その他広く高齢者が自主的かつ積極的に参加できる事業を実施し、高齢者の福祉の増進、豊かな地域社会づくりに寄与することを目的とする。

・活動内容

- (1) 高齢者の生きがいや健康づくり、介護予防活動を推進する事業
- (2) 地域貢献、ボランティア活動をはじめとした地域を豊かにする事業
- (3) 高齢者の地域における見守り支え合い、地域の安心・安全に資する事業
- (4) 老人クラブ活動を普及啓発するための調査研究、各種会議の開催、広報誌の発行
- (5) 老人クラブの育成指導及び連絡調整

・加盟団体、会員数

県内19市町老人クラブ連合会 個人会員31,529人（998クラブ）

会員数・クラブ数は令和7年3月31日時点

<重点事業・重点目標>

- (1) 会員増強への支援
- (2) 市町老連女性委員会・若手委員会への支援
- (3) 地域支援担い手育成加速化事業の実施
- (4) 地域で活躍！シニア社会貢献活動推進事業の実施

<要望事項>

1 取りまとめの経緯

各市町老人クラブ連合会長出席のもと、令和7年9月1日（月）開催の市町老連運営研究協議会において協議を行い、地域の中で関係機関・団体と協働しながら高齢者が高齢者を支える地域づくりを目指すため、会員増強運動の実践、地域づくりの実践、仲間づくり活動の実践について実践申合せ事項及び要望事項をとりまとめた。

2 実践申合せ事項

(1) 老人クラブ会員増強運動の実践について

- ① 単位老人クラブが行政へ提出する資料作成の負担軽減のため、作業補助に係

る人材の育成や派遣の仕組づくりに取り組む。

- ② 市町老連は、会員増強運動推進委員会や会員増強担当役員（担当者）、女性委員会、若手委員会を設置し、支部老連、地区・校区老連又は単位老人クラブにおける取組方針及び目標数値を設定して、組織的、計画的に特に若手会員の増強を推進する。
- ③ 市町老連は、単位老人クラブが孤立し、問題を抱え込み解散することを防止するため、支部老連や地区・校区老連の協力を得ながら、単位老人クラブの運営状況を把握し、会長・リーダーの相談支援、会長・リーダー後継者の育成支援、単位老人クラブ同士の交流等の積極的な支援を図る。
- ④ 市町老連は、市町行政、市町社会福祉協議会、自治会・町内会（連合会）等の機関・団体と連携し、休会クラブの復活や単位クラブ未結成地域において新規クラブの立ち上げに取り組む。また、非会員の高齢者も参加できる行事等を実施し、新たな会員獲得を図る。
- ⑤ 単位老人クラブは、会員全体で未加入者への声かけや戸別訪問による入会促進を図るとともに、会員が高齢になっても参加しやすいクラブづくりを行い、会員の維持、純増に取り組む。
- ⑥ 支部老連や地区・校区老連は、市町老連の取組に協力し、単位老人クラブの運営状況を把握し、会長・リーダーの相談支援や情報交換、地区社会福祉協議会や地区民生委員児童委員協議会等と連携した会長・リーダー後継者の発掘・養成等、単位老人クラブの運営及び活動の活性化に取り組む。

（2）地域づくりの実践について

- ① 単位老人クラブは、自治会・町内会活動、子供会活動、公民館活動、地域福祉活動等に積極的に参加し、社会貢献活動を行い、地域との連携・協働を深め、より一層の地域づくりを推進する。
- ② 単位老人クラブは、コミュニティ・スクールとの連携等を通じて高齢者と若い世代との交流に取り組む。また、県老連及び市町老連は、単位老人クラブのコミュニティ・スクールとの連携について、情報収集と発信に取り組む。
- ③ 単位老人クラブは、一人暮らし高齢者等の安否確認や友愛訪問活動により、地域での高齢者同士の助け合い、日常生活のちょっとした困りごとの把握に取り組む。また、市町老連は、この活動を継続的、組織的に行うために「介護予防・日常生活支援総合事業」の実施主体と連携し、掃除、補修、洗濯等の生活支援サービスや高齢者の通いの場づくりなど地域における支え合いの仕組みづくりを活動の一環として取り組めるよう働きかける。
- ④ 市町老連は、「介護予防・日常生活支援総合事業」の取組や協議体への参画や、老人クラブ国庫補助金の協議に向けて、市町行政との連携を深める。また、県老連は、事業に係る人材養成及び啓発に取り組む。
- ⑤ 単位老人クラブは、住みよいまちづくりをめざして、全国一斉「社会奉仕の

日」を中心として、神社・仏閣・公園・公共施設等の清掃活動、花いっぱい運動、美化・緑化活動に対して、より一層積極的に取り組む。

- ⑥ 市町老連及び単位老人クラブは、他団体との連携を図りながら、「新しい生活様式」に基づいて見守り活動を推進強化し、交通事故防止、悪質商法、うそ電話詐欺、SNS型投資詐欺・ロマンス詐欺等による高齢者消費者被害防止、子供の見守りや地域安全パトロールに取り組む。また、県老連は、高齢者消費者被害防止や交通安全のための啓発活動に取り組む。
- ⑦ 県老連及び市町老連は、災害時における安否確認体制の構築や、避難支援体制の強化、災害ボランティアセンターと連携した被災者支援の活動に取り組めるよう、日頃から関係機関との連携を図る。
- ⑧ 単位老人クラブは、交通事故、家庭内事故の防止について意識高揚を図るとともに、老人クラブ活動実践中に事故が発生しないよう、活動開始前等に安全確認することを慣習化するように努める。また、市町老連は、万一に備え、「老人クラブ傷害保険」及び「老人クラブ賠償責任保険」の普及啓発と加入強化を図る。

(3) 仲間づくり活動の実践について

- ① 市町老連及び単位老人クラブは、仲間づくりを推進するために工夫をし、友愛訪問をはじめとした「友愛活動」に取り組み、会員外の高齢者にも呼びかけ、同じ地域に住む者同士が地域の特性を生かしながら、スポーツ、レクリエーション、文化、趣味、学習等のサークル活動や研修・親睦旅行、忘年会・新年会等の交流活動への参加を図る。
- ② 単位老人クラブは、「老・壮・青・小・幼」の各世代間との交流による連携・協働に取り組む。
- ③ 市町老連及び単位老人クラブは、高齢者の閉じこもりや孤立を防ぐため、友愛活動における声かけ運動の実施や「ふれあい・いきいきサロン」の運営、健康づくり活動等の老人クラブ活動を通して会員外の高齢者も参加できる多様な生活支援、介護予防、通い・集いの場づくりの活動に取り組む。
- ④ 県老連及び市町老連、単位老人クラブは一体となって、後継者の人材育成のため、定年前の年齢層への働きかけに努めるとともに、高年会員の経験を引き継ぎ、若手会員のリーダー養成と役員への登用に取り組む。
- ⑤ 市町老連及び単位老人クラブは、からだの健康づくりのため、いきいきクラブ体操、健康ウォーキング、シニアスポーツの3本柱で、健康づくり・介護予防活動に取り組む。

3 要望事項

(1) 老人クラブ活動の拡充・支援強化について

- ① 県老連、市町老連及び単位老人クラブの運営強化・人材育成に対する助成の

充実

- ② 県老連に対する老人クラブ等活動推進事業、市町老連及び単位老人クラブに対する活動強化助成の充実
- ③ 単位老人クラブが行政へ提出する資料作成の負担軽減のため、作業補助に係る支援
- ④ 市町老連及び単位老人クラブに対する補助に係る手続きの簡素化
- ⑤ 老人クラブとコミュニティ・スクールとの連携による高齢者の社会貢献と世代間交流の推進について助成の充実
- ⑥ 高齢者の多彩な地域文化・生活文化の伝承、健康・生きがい活動の披露を通じた社会参加、生きがい活動、世代間交流を促進するため、ねんりんピック山口（山口県健康福祉祭）に対する助成の充実
- ⑦ 高齢者が高齢者を支える友愛活動を強化するため、県老連に対する「地域支え合い事業」の充実
- ⑧ 退職後のシニアの活力発揮による多様な社会参加の促進を図るため、老人クラブ活動の啓発の実施

（２）高齢者福祉施策の充実について

- ① 「地域包括ケアシステム」の構築に向け、高齢者が高齢者を支える生活支援・介護予防の担い手となるよう、市町老連の事務局体制強化への支援
- ② 市町が行う介護予防・日常生活支援総合事業への市町老連の参加と協議体への参画への支援
- ③ 災害等の緊急時に備える高齢者のための安否確認体制、避難支援体制の強化、ネットワーク体制の充実
- ④ フレイル予防と高齢者の健康づくりと生きがい対策の促進のため、ふれあい・いきいきサロンや体操教室等、高齢者が気軽に通い、集える場、居場所づくりへの補助の充実
- ⑤ 悪質商法やうそ電話詐欺等による高齢者の消費者被害防止対策の啓発の充実
- ⑥ 仲間づくりや活動の情報収集及び発信に必要なデジタルスキルの向上の支援
- ⑦ 高齢者が利用しやすい交通手段の充実
- ⑧ 高齢者の交通事故防止対策の強化と交通安全運動の啓発の充実
- ⑨ 住み慣れた地域で高齢者が安心して心豊かに自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、介護保険、高齢者医療、年金制度等の社会保障制度の充実

一般社団法人山口県身体障害者団体連合会

<団体概要>

・沿革

当連合会は、任意団体として、昭和37年3月16日に障害別4団体（県肢体障害者福祉協会、県傷痍軍人会、県ろうあ連盟、県視覚障害者団体連合会）により設立し、平成7年2月8日に、社団法人の法人格を取得後、郡市の障害者団体も加入した。

平成3年4月1日に身体障害者社会参加促進センターを当時の連合会内に設置、運営を当連合会が受託し、身体障害者の地域における自立生活と社会参加を促進するための諸施策を推進した。

平成10年6月1日には、従来の身体障害者社会参加促進センターを改組して、3障害（身体障害・知的障害・精神障害）の障害者社会参加推進センターとして、引き続き、運営を当連合会が受託した。

公益法人制度改革に伴い、平成24年4月1日、一般社団法人へ移行した。

・設立目的

本会は、加盟団体の組織活動を推進し、障害者福祉の向上を目指すとともに、障害者の社会参加推進に関する事業を行い、障害者に対する社会の理解を深め、「共生社会」の実現を目指す。

・活動内容

身体障害者の福祉増進に関わる事業（多くの身体障害者における更なる福祉制度の充実を目指し、身体障害者の福祉団体の活動を推進するとともに、障害者関係団体等と連携のもと、行政等関係機関へ要望活動を行い、身体障害者の福祉増進を図るための事業を実施する。）

共生社会の推進に関する事業（障害者団体及び関係団体等と連携を密にして社会参加促進施策を実施し、多くの県民に障害を正しく理解して頂き、障害の有無に関係なく地域社会の中でいきいきと充実した生活がおくられるよう「共生社会の実現を目指す」ことを目的とした事業を実施する。）

その他事業および本会運営に関する事業を実施する。

・加盟団体

障害種別6団体

- 認定NPO法人 山口県腎友会
- 一般社団法人 山口県ろうあ連盟
- 山口喉友会
- 一般社団法人 日本筋ジストロフィー協会 山口県支部
- 山口県脊髄損傷者福祉協会
- 日本オストミー協会 山口県支部

市町12団体

- NPO法人 下関市身体障害者団体連合会
- 山口市障害者団体連合会
- 萩市身体障害者団体連合会
- 防府市障害福祉団体連合会
- 岩国市身体障害者団体連合会
- 長門市身体障害者福祉協会

- 柳井市身体障害者わかな会
 - 周南市身体障害者団体連合会
 - 山陽小野田市障害者協議会
 - 田布施町心身障害者協議会
 - 平生町心身障害者協議会
 - 阿武町身体障害者福祉協議会
- 合計 18 団体

<重点目標>

障害者福祉の向上を目指すとともに、障害者に対する社会の理解を深め、「共生社会」の実現を目指すことを目標としている。

<要望事項>

1 取りまとめの経緯

令和 7 年度 一般社団法人山口県身体障害者団体連合会
 理事会：令和 7 年 4 月 22 日（火） 山口県社会福祉会館
 総 会：令和 7 年 5 月 13 日（火） 山口県社会福祉会館

2 要望事項

- ・障害者差別解消法が実効性のあるものとなるよう「あいサポート運動」と共に、更に県民全体への普及啓発に積極的な取り組みを要望する。またソフト面（サポート一養成など）のみならずハード面（施設の改修や修繕整備など）にも対応できるような取り組みを要望する。
- ・大規模災害が懸念される中であって、障害者等の災害時要支援者に十分配慮した防災・減災対策の総合的な推進、特に福祉避難所の確保を強く要望する。
- ・障害者専用駐車場利用証の取得やパーキングパーミット利用証の正しい配布及び管理についての周知、また多目的トイレに対する適切な利用等の周知について、障害者に配慮した正しい運用がなされるよう、周知徹底を要望する。
- ・障害福祉サービスについて、障害者がより充実した生活が送れるよう、また障害者であっても旅行や余暇を楽しむ等の社会活動の自由を認め、時間や用途に応じた利用拡大やサポート体制の構築を要望する。
- ・日常生活用具の支給（補助）について、市町において格差が生じないように要望するとともに、対象用具について、重度の身体障害者、知的障害者、精神障害者または難病患者の方に対し、障害の特性を考慮し支給要件等を緩和し、障害当事者本人が日常生活に必要である用具について、対象用具でなくとも必要性を考慮し支給（補助）できるよう要望する。
- ・福祉車両（助手席可動タイプ）購入時に際し、自動車改造費の助成制度と同様の助成を要望する。
- ・公共施設の建設時には、設計段階より障害当事者の意見が反映できるよう要望する。

山口県老人福祉施設協議会

<団体概要>

・沿革

昭和47年5月10日 設立

・設立目的

山口県内の老人福祉施設相互の連絡調整および職員の資質向上をはかり、もってその健全な発展を期することを目的としています。

・活動内容

- ・老人福祉施設相互の連絡調整及び国・県その他の社会福祉施設団体、ボランティア等との連携を行います。
- ・老人福祉施設運営の充実、入所者処遇技術の向上発展に関する活動を行います。
- ・施設従事者の資質向上と福利厚生に関する活動を行います。

・加盟団体、施設 等

県内の養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム(ケアハウス含む)で、目的に賛同する会員施設により構成されています。

<重点事業・重点目標>

【令和7年度の重点事業】

- 政策提言(要望)の実施
 - ・定例要望、市町要望等の実施
 - ・国会議員、県議会議員との連携
 - ・県と老施協との意見交換会の実施
- 研修会の開催
- 第4回全国老人福祉施設大会・研究会議～JS フェスティバル in 山口～の開催

<要望事項>

1 取りまとめの経緯

- ・活動報告を取りまとめた大会・会議名
会議名：山口県老人福祉施設協議会 総会・運営研修会
日時：令和7年5月13日(火)午後0時30分から午後5時まで
会場：かめ福オンプレイス
参加人数：101施設
開催方法：集合形式
- ・活動報告の協議方法・協議内容
部会(養護部会・特養部会・軽費部会)において協議

2 要望事項

下記のとおり

重点要望事項

【老人福祉施設全般】

2025年春闘では一般企業の賃上げ率は平均5.32%（中小では4.93%）で、昨年に続き全産業で賃上げが進む中で、介護関連9団体が2024年8～9月にかけて実施した調査によれば、介護分野での賃上げ率は平均2.52%であり、一般企業の賃上げ率と大きくかけ離れている。

2024年度介護報酬改定は全体で1.59%（介護職員の処遇改善0.98%、それ以外の処遇改善0.61%）のプラス改定となったが、それでは一般企業の賃上げに追いつけていない。

このことが、介護分野から他産業への職員の流出をさらに加速させるとともに、新たな介護人材確保を極めて困難なものとしている。

一方で、介護老人福祉施設の収支差率は-1.0%（令和5年度介護事業経営実態調査結果）と極めて厳しい経営実態となっており、赤字施設の割合は、特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）で43.3%、軽費老人ホーム（ケアハウス）で49.5%、養護老人ホームで56.4%（全国老協「令和5年度収支状況等調査報告書」）となっている。

今後もこうした状況が続けば、施設の経営そのものが困難となり、地域の福祉ニーズに応えることができなくなる。

地域の福祉を守るための安定した施設経営が可能となる介護報酬、介護職員の他産業への流出を防ぎ、新たな介護職員を確保するための処遇改善について、以下のとおり要望する。

（1）介護報酬改定について（物価高騰への対応）【継続】

長引く物価高騰により、施設の運営はますます厳しくなっている。介護関係団体が実施した調査では、令和6年と比べて令和7年の電気代は1.19倍、食材料費は1.15倍、米代は2.24倍に跳ね上がっている。これらの物価高騰へ対応できるよう、また、「介護現場で働くあらゆる職員に適切な賃上げをする」ことができるよう、介護報酬（処遇改善含む）の改定を3年に1度ではなく、毎年、全産業の賃上げ、物価指数に連動する仕組み（賃金スライド制・物価スライド制）を導入いただきたい。

また、「山口県介護施設等物価高騰対策支援事業補助金」及び「山口県介護施設等光熱費高騰対策支援金」を拡充していただくとともに、地域の状況に応じて柔軟に活用できる財政支援を検討していただきたい。その際には、自治体間の取組の差が生じないよう配慮していただきたい。

2025年度予算において社会保障費は、高齢化に伴う自然増分前年度5,200億円に対して4,100億円と1,100億円減となるなどその財源確保は限界にきている。

骨太方針2025（第3章 中長期的に持続可能な経済社会の実現 1. 「経済・財政新生計画」の推進）で示された、「とりわけ社会保障関係費については、医療・介護等の現場の厳しい現状や税収等を含めた財政の状況を踏まえ、これまでの改革を通じた保険料負担の抑制努力も継続しつつ、2025年春季労使交渉における力強い賃上げの実現や昨今の物価上昇による影響等について、経営の安定や現場で働く幅広い職種の方々の賃上げに確実につながるよう、的確な対応を行う。具体的には、高齢化による増加分に相当する伸びにこうした経済・物価動向等を踏まえた対応に相当する増加分を加算する。」ことについて、財源を明確にしたうえで早急に実現いただきたい。

（2）福祉・介護人材確保について（処遇改善等）【継続】

今後、医療・介護の複合ニーズを抱える85歳以上人口の増大と生産年齢人口の急減が確実な未来として予測されており、介護福祉分野の人材不足は深刻である。人材不足はあらゆる産業で課題となるが、福祉・介護は、生活基盤を支えるインフラとしての機能があり、維持しなければならない。

県内では、高校、専門学校、大学等において、生徒数の減少による介護関係学科等の募集停止が生じているとともに、卒業者の県外流出も多く、今後の介護人材確保に大きな不安を感じている。関係団体との協議の場を設け、介護福祉士養成施設への支援等を早急に検討していただきたい。

全国の介護職員数は令和5年度におよそ212万6,000人で、前年度よりも2万8,000人減少となっており、介護保険制度が始まり、調査を開始した平成12年度以降、初めて減少に転じている。

本県における介護職員数は、2019年度の27,421人（令和元年介護サービス施設・事業所調査）から2022年度の28,124人（令和4年介護サービス施設・事業所調査）と、3年間で703人の増加にとどまっている。第八次やまぐち高齢者プランにおける介護職員の需要・供給の推計では、2026年度は31,211人の介護職員の需要が見込まれているが2026年度までに3,087人を確保することは極めて困難である。

今後の高齢者人口や介護サービス利用の動向を踏まえ、必要な介護職員数の正確な数値を把握し、どうやって確保するのか、実効性とスピード感を備えた具体的な取り組みを推進していただきたい。国における「2040年にむけたサービス提供体制等のあり方」検討会とりまとめにおいて、「介護人材の確保にあたっては、まずは介護人材の属性（年齢・性別、入職経路、外国人材の動向等）を分析の上、都道府県単位で、整理した上で議論していくことが重要である。人口減少や高齢化の状況、地域における介護人材の供給量など、地域差や地域固有の課題が存在するため、地域の状況を分析し、関係者間で共有する場を設けた上で、関係者の共通認識の下、地域の実状に応じた対策を講じていくことが重要である。その際、分析や対策を行うための基本的な考え方を示した上で、サービス供給面でも精緻な人材推計を地域ごとに行い、必要な人材確保対策を講じていくことが必要であ

り、今後、制度的な議論を深めていく必要がある。」とあり、山口県においても早急にお取り組みいただきたい。(※資料1)

介護職員の処遇改善について、他産業平均との差は令和5年度の月額6.9万円から8.3万円に広がっている。(※資料2) 介護人材確保・定着を独自の施策で支援する自治体が増えてきており、本県においても早急に保育士と同様の更なる処遇改善をお願いしたい。

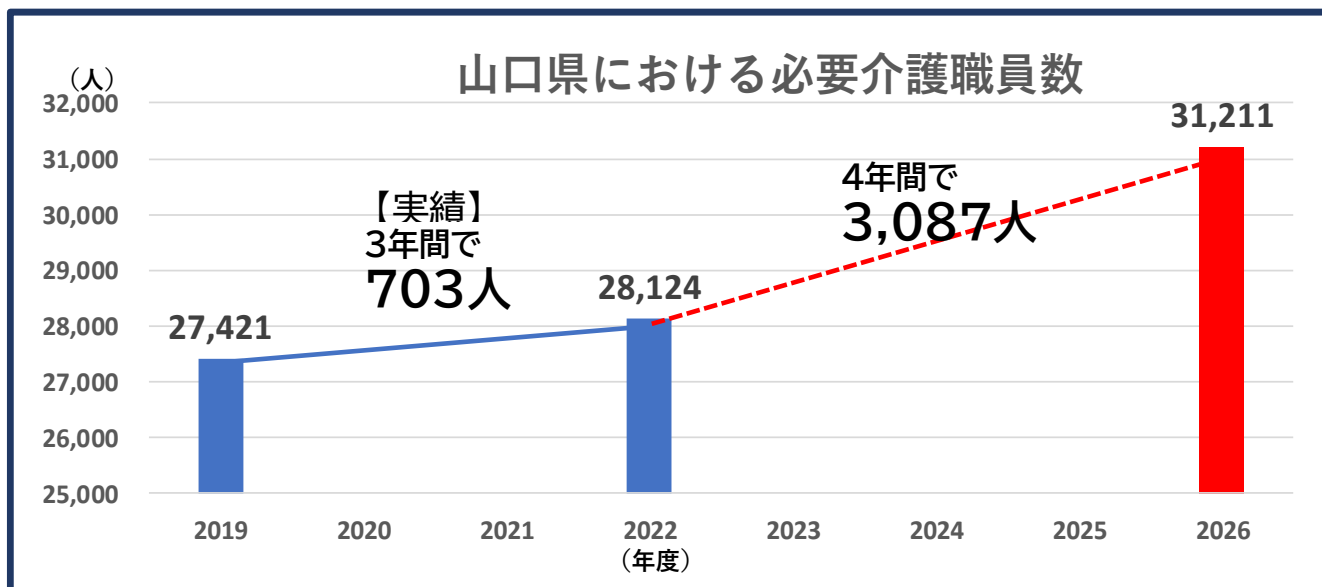
2025年10月以降の山口県最低賃金目安額は、1,043円(+64円)となっており、全国加重平均1,500円の目標達成に向けて、今後さらなる賃上げへの対応が必要となる。

持続的・構造的賃上げ(少なくとも最低賃金の上昇などに対応)できるよう、介護報酬に「最低賃金や一般企業等の賃金などの引き上げ率などがタイムリーに反映される仕組み」を導入いただきたい。(※資料3)

また、福祉・介護人材の確保にあたって、福祉人材センターやハローワークの果たす役割は重要であるため、福祉人材センターの機能及び運営体制の強化を図っていただくとともに、介護労働安定センターとも連携した就職説明会等を定期的実施していただきたい。併せて、ハローワークの機能強化についても国に働きかけていただきたい。民間の人材紹介会社では、高額の手数料の支払いが必要であり、採用後の離職率が高い状況も見受けられる。

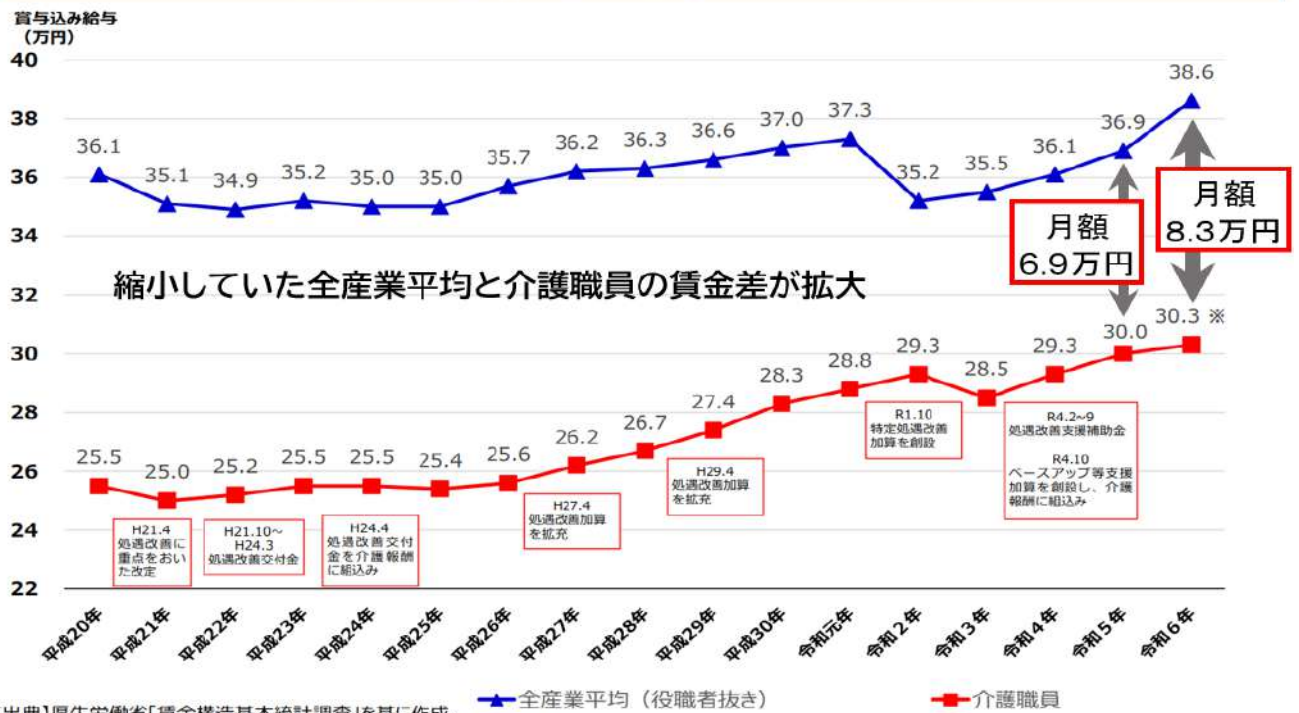
国内だけでの人材確保が難しい中、外国人介護人材の活用が必要であるが、さらなる処遇改善や働きやすい職場環境づくりで日本人介護人材を増やしていくことを大前提に、外国人材の受入れや生活支援にあたっては相当規模の経費が必要となるため、受入施設に対する経費助成の範囲を拡大(居住に係る改修費用等)していただくとともに、受入れに関する各種制度や先事例等について幅広く学べるセミナーを実施していただきたい。また、受入れに係る相談窓口の設置や、雇用定着に向けた支援の拡充(交流の場の設定や受入れ環境の整備等)をお願いしたい。

資料1



資料 2

賃金構造基本統計調査による介護職員の賃金の推移



出典：第41回介護給付費分科会－介護事業経営調査委員会(令和7年3月18日開催)資料に一部加筆

資料 3

山口県最低賃金 推移予測

R7.8.20

- ・政府は最低賃金について全国加重平均1,500円の目標達成時期を2030年代半ばから2020年代に前倒しにする方針。
- ・2020年代で最も遅い2029年度に全国加重平均1,500円が達成される場合、今後4年間の平均引き上げ率を7.6%程度にする必要がある。
- ・山口県においても最低賃金引き上げ率を全国と同水準とした場合の最低賃金を試算する。

年度		全国加重平均		山口県							
西暦	和暦	最低賃金	引上額	最低賃金	引上額	最賃引上率(R7年10月以降)		月時間数	最低賃金月額 (見込)	最賃上昇額(R7年10月以降)	
						単年	累計			単年	累計
2019	R1	901	27	829	27	3.4%		172	142,588		
2020	R2	902	1	829	0	0.0%		172	142,588	0	
2021	R3	930	28	857	28	3.4%		172	147,404	4,816	
2022	R4	961	31	888	31	3.6%		172	152,736	5,332	
2023	R5	1004	43	928	40	4.5%		172	159,616	6,880	
2024	R6	1055	50	979	51	5.5%		172	168,388	8,772	
2025	R7	1,118	63	1,043	64	6.5%	6.5%	172	179,396	11,008	11,008
2026	R8	1,203	85	1,128	85	8.1%	15.2%	172	194,016	14,620	25,628
2027	R9	1,295	92	1,220	92	8.1%	24.6%	172	209,840	15,824	41,452
2028	R10	1,394	99	1,319	99	8.1%	34.7%	172	226,868	17,028	58,480
2029	R11	1,500	106	1,424	105	8.1%	45.5%	172	244,928	18,060	76,540

- ・2029年に全国加重平均1,500円を達成目標するため2026年度以降の引上率を年7.6%として試算
- ・2026年以降は引上額が全国と同水準となるよう引上率を年8.1%として試算
・累計引上率は2024年を基準に算定
- 月時間数は変形労働制職員から計算
年間日数365日-年間休日数108日-257日
257日÷12月×8時間=171.3 ⇒月172時間で試算

(3) 介護施設におけるカスタマーハラスメントについて【継続】

多くの利用者や家族の方はしっかりとした良識を持っているが、一方で一部の理不尽なカスタマーハラスメントを行う利用者や家族の存在で介護現場の働く環境が悪化してしまえば、業界の不人気、イメージの悪さが加速し、業界全体にとって大きなマイナスであり、人材確保がさらに難しくなる。(精神的ダメージを受けての離職や入職希望者への悪影響)

事業所については令和3年に厚生労働省から「カスタマーハラスメント対策企業マニュアル」が出され、その対策を行っているが、上記理由から、国(県・市)においては、利用者、家族に対しても、カスタマーハラスメントに該当する項目や触法行為であることの内容のガイドライン等作成され、早急に周知徹底をいただきたい。また、事業所が、利用者やその家族などからの暴力や暴言、ハラスメント行為などで困ったときに相談できる相談窓口を設置していただきたい。

要望事項

【老人福祉施設全般】

(1) 新型コロナウイルス感染症への対応について【継続】

新型コロナウイルス感染症について、感染症法上の位置付けが5類に変更されたが、老人福祉施設においてはその脅威は全く変わりなく、利用者が感染するとまん延しないよう感染対策が必要となる。また職員やその家族が感染すると出勤できない期間があり、少ない人員でギリギリ回っている介護現場においては職員の負担は極めて大きいものとなり、職員は疲弊し、退職を考える者もでてくるなど、介護人材の定着・確保に大きな影響がある。

施設での集団感染防止策として、施設職員や入居者等に対して、必要なときに必要な検査がすみやかに受けられるような体制の確保や抗原検査キット購入にかかる費用助成について検討していただきたい。

加えて、感染者・濃厚接触者が発生した場合に備えて、各施設で用意しにくい防護服(ガウン、キャップ等)について、引き続き県において備蓄していただき、必要なときに支給していただきたい。

また、予防ワクチンや経口薬は高額であり、すべての老人福祉施設関係者が円滑に接種、服用できるように、助成事業等の負担軽減策について検討していただきたい。

(2) 利用者に対する囲い込み・過剰サービスについて【継続】

数十年かけて圏域ごとに計画的に整備されてきた介護保険施設に対してここ数年でその床数を上回る住宅型有料老人ホーム等が整備された地域もある。住み慣れた地域で(在宅で)、在宅サービスを受けられながら暮らされていた「在宅要

介護高齢者」が激減している。住宅型有料老人ホーム等の乱立は、介護保険の理念である「自立支援」「利用者本位」「利用者の選択の尊重」をも蔑ろにしているのではないか。財政審が取りまとめた建議（R6.5.21）においても、

○高齢者向け施設・住まいの整備の在り方（介護保険施設の指定を受けている特養等と指定を受けていない高齢者向け住まいの役割分担・住み分けについて改めて検討し、自治体の介護保険事業計画において有料老人ホーム・サ高住も含めた高齢者向け住まいの整備計画も明確に位置付けるべき）

○利用者に対する囲い込み等への対応（利用者に対する囲い込み・過剰サービスについて、安い入居者負担で利用者を囲い込み、関連法人による外付けサービスを活用した介護報酬で利益を上げるビジネスモデルが成立している可能性がある→同一建物減算に加え、区分支給限度基準額（要介護5：36.2万円）ではなく特定施設入居者生活介護（一般形）の報酬（24.4万円）を上限とするなど報酬の仕組みを見直すべき）

などの指摘がされた。その後、「有料老人ホームにおける望ましいサービス提供のあり方に関する検討会」が立ち上げられ、囲い込み対策のあり方（ケアマネジャーの有料老人ホーム事業者からの独立性や中立性を確保するための仕組みなど）が議論されている。

限られた介護保険財源が無駄に使われ続けることのないよう、たとえば、住宅型有料老人ホーム等の利用者のケアプランは公的な（地域包括支援センターなど）居宅介護支援事業所を立ち上げ、立案し、ケアマネジメントするなど、介護保険制度が将来にわたり安定したものとなるよう、国に働きかけていただきたい。

（3）老朽化に伴う施設整備補助【新規】

介護保険制度開始から25年を経て、多くの施設が老朽化しており、設備の劣化や耐震安全性が課題となっている。長引く物価高騰や人件費の上昇に加え、建築費も過去最高水準となっており、施設による資金捻出や金融機関からの借入が困難な状況が続いている。高齢者施設の老朽化は、施設の維持管理費の増大や、利用者の安全・快適性の低下を招くため、早急な対応が必要である。

県は大規模修繕ではなく改築に対しての支援を行うこととされているが、特別養護老人ホームの43.3%、軽費老人ホーム（ケアハウス）の49.5%、養護老人ホームの56.4%が赤字経営となっている現状において、新設や改築を行うことは難しい。前段の理由から、老朽化する施設の維持管理や修繕にかかる費用についても補助対象に加えていただきたい。

（4）既存施設の地域の実情に応じた柔軟な活用について【新規】

「2040年に向けたサービス提供体制等のあり方」検討会において議論されているとおり、特に中山間・人口減少地域において不可欠な福祉サービスを維持するために、既存の施設等も有効活用する観点から、地域の実情に応じた施設等の

柔軟な活用を可能とするために、不動産の所有に係る要件や転用・貸付・廃止に係る補助金の国庫返納に関する規制について、一定の条件を付した上で緩和する仕組みの検討が必要である。

サービス需要が減少する中、施設等の整備について今後その機能を柔軟に変更していく必要があり、介護保険施設の一部で障害福祉サービス、保育等を行う場合に、元々の補助金の目的範囲外での返還を求められることのないよう、経過年数 10 年未満の施設等の全部転用の緩和等を行うなど、柔軟な制度的な枠組みの検討をお願いしたい。

なお、その際、高齢者施設から障害者施設・児童福祉施設等への転用や、複数施設の統合といった異なる分野も含めた横断的な検討をあわせてお願いしたい。

【養護老人ホーム】

(1) 人件費上昇、諸物価高騰に対応した措置費の適正な改定の支援(継続)

昨年来、厚労省老健局高齢者支援課から各県や指定都市、中核市宛てに、「措置費に係る支弁額等の改定及び養護老人ホームの適切な運営、改定例、取組促進等」多くの要請文書が発出されている。

については、令和 6 年度の県内養護老人ホームの改定状況調査を踏まえ、措置費基準額が県内で公平な水準となるよう、先行事例を含む情報提供と技術的な助言及び支援をお願いしたい。公平な水準は、過去の未改定分も考慮した上で、昨今の最低賃金の上昇や賃金格差の是正と諸物価高騰分を反映、調整したものを水準としていただきたい。措置費の改定が各自治体で平準化され公平に適切に実施できるよう、今後、継続して実態調査と改定に関する考え方等についての研修や情報共有の場を設けるようにしていただきたい。

(2) 定員割れ問題への対応と適正な入所措置の実施について(継続)

養護老人ホームの定員割れ問題は、深刻度を増している。入所者の在所期間が短くなり、定員割れが常態化したまま多くの施設が赤字経営を余儀なくされている。

本来措置されるべき人が取り残されることがないように、措置制度の適切な運用を含めての研修や意見交換会を早急に実施していただきたい。

養護老人ホーム措置入所対象者の積極的な発見と社会的に措置を必要としている生活困窮者の適切な把握や関係部署間の連携のあり方など、定員割れの現状分析と地域における老人福祉計画のなかで措置施設として位置づけられている養護の定員数・施設数の見直しを含めた、その将来像を示すよう働きかけていただきたい。定員割れ(欠員)の対応については、健全な運営が継続できるよう例えば、欠員数に応じて『運営体制維持加算』として支弁する仕組等取組事例を含め、情報共有、意見交換できる場を設けていただきたい。

(3) 加算について (継続)

以下の加算の創設について、市町で可能である旨の通知を国から発出するよう要望事項として国へあげていただくとともに市町への働きかけをお願いしたい。

① 入所時及び退所時加算

養護老人ホームの入所者は、近年身元引受人のいない人、生活破綻者、精神疾患を持つ人等が増加している。施設は、入所時は住所変更手続代行、衣類・家財類等の整理とその運搬、債務の整理等を行い、65歳未満入所の場合は、年金手続等を行っている。また、退所時は、荷物の処分、死亡の場合は直葬手続、遺骨収集から納骨或いは永代供養等々、生前の希望に従い行っている。

以上のように支援する内容が煩雑化していることから、入所時加算及び退所時加算を検討するよう働きかけていただきたい。

② 通院支援加算

入所者の通院対応は、原則身元引受人が行っているが、身元引受人が遠隔地にいる場合や福祉事務所長等の場合は、看護師等施設の職員が通院の支援を行っている。

入所者は、病院での受付・支払い、病状の伝達、医師の指示事項等理解が困難な人が殆どで、病院からも施設職員の付き添いを求められているが、付き添いに要する時間が長く、通常業務に大きな影響が出ている。このため、通院時の支援加算の創設について市町へ検討するよう指導していただきたい。

③ 精神保健福祉士の配置加算

入所者の多様化により、利用者同士のトラブルや職員とのトラブルが増加傾向にあり、精神保健福祉士の配置の必要性が高まっている。

については、精神保健福祉士等の専門的な知見、技術を有する職員を配置することにより、適切な処遇が提供できるよう職員配置の見直しを働きかけてもらいたい。

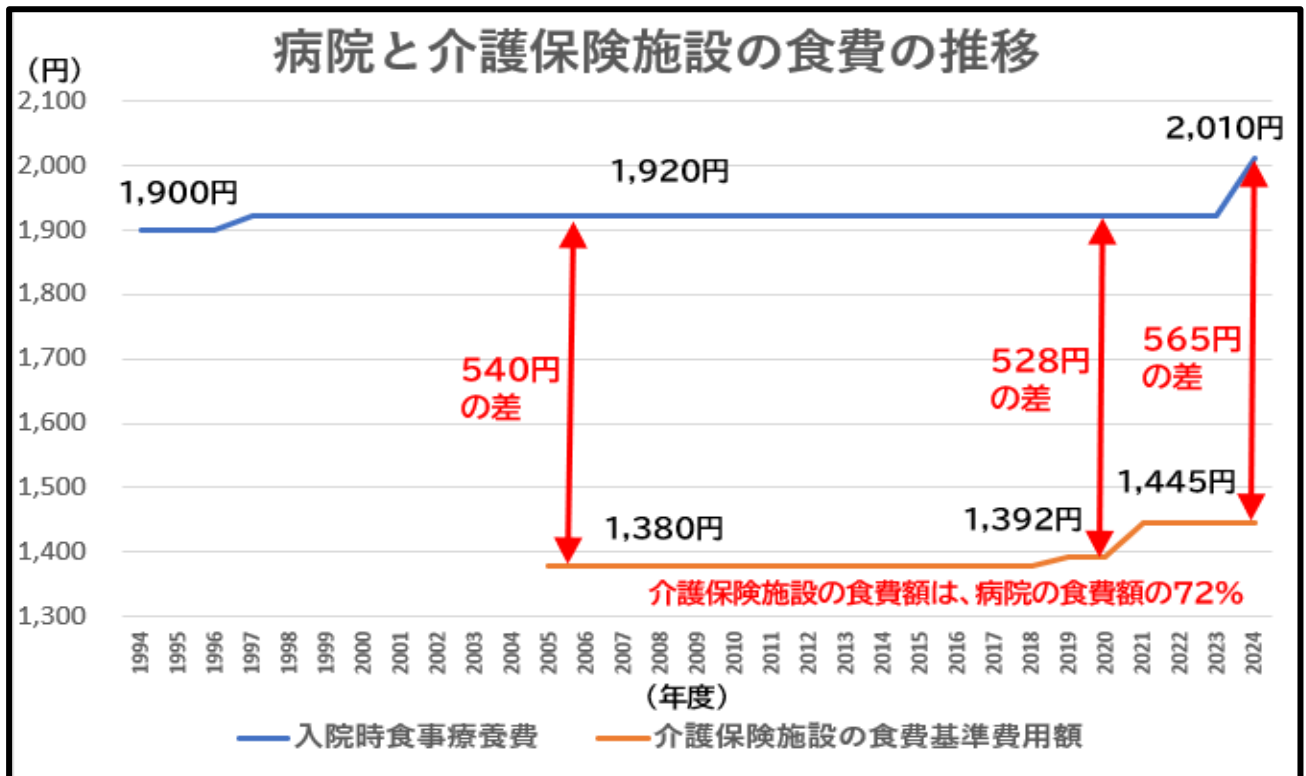
【特別養護老人ホーム】

(1) 介護保険施設における食費の基準費用額について【継続】

介護保険施設における食費の基準費用額については、令和3年8月に1,445円に見直されて以来、据え置かれたままの状態となっている。一方で、令和6年11月の消費者物価数(総務省)の動向を見ると、食料価格は令和3年比で21.4%上昇(生鮮食品を除く食料は19.9%上昇)しており、いままの米の価格の高騰に伴う影響が続いている。全国老協において実施した、物価高騰が食費に及ぼす影響調査結果から、平均規模の特別養護老人ホームにおける月次の給食関連の収支を試算したところ、一月あたり▲571,434円の赤字となっている。今後も、特別養護老人ホームの食費にかかる経費は更に増加していくと予測され、施設の創意工夫による対応は限界に来ている。

食費の基準費用額の引き上げについて、次の報酬改定を待たずに早急を実施していただくよう国に働きかけていただきたい。なお、その際、低所得者対策として、現行の補足給付制度における利用者負担限度額は維持していただきたい。

併せて、厚生労働省が定める基準費用額について、報酬改定サイクルの中間年においては賃金上昇率や物価上昇率の変動によって改定する賃金スライド及び物価スライドの仕組みを導入していただくよう国に働きかけていただきたい。



(2) 介護 DX の推進について【継続】

介護人材が不足する中で、介護ロボットやICT等を活用した最新機器の導入やLIFE普及のための通信設備により、業務の質向上や効率化、職員負担を軽減することは、少ない人員で回る介護現場をつくることよりも、介護現場を魅力あるものとし、介護職員の定着や新たな介護職員の確保につなげるために、ますます必要となっている。

令和7年度山口県介護テクノロジー定着支援事業により、機器導入に関する補助金が大幅に増額されたところであるが、引き続き、令和8年度も同様の支援をお願いしたい。

併せて、導入後の保守管理も大きな負担であり、更新時の費用の捻出も懸念されることから、保守管理費や更新費用等についても対象経費としていただくよう、国に働きかけていただきたい。

(3) 協力医療機関との連携体制の構築について【新規】

令和6年度介護報酬改定では、高齢者施設等と協力医療機関との連携強化に

係る見直しが行われたが、協力医療機関の確保に苦慮している施設が多数見受けられる。厚労省からの令和7年5月28日付け事務連絡を踏まえ、連携状況等の把握を行うとともに、連携に支障を来している施設への支援として、相談窓口の設置や医療機関とのマッチング、医師会への協力依頼等、連携に係る支援を検討していただきたい。

併せて、今後ますます増大する医療ニーズへの対応として、特別養護老人ホームの配置医師や看護職員の役割・機能強化等について、国へ働きかけていただきたい。

(4) 日常生活継続支援加算の要件緩和について【新規（継続）】

特別養護老人ホームの施設経営に大きな影響がある「日常生活継続支援加算」の算定要件の1つとして、「前6月又は前12月の新規入所者のうち、要介護4又は要介護5の者の占める割合が70%以上であること」とあるが、定員の少ない施設では入退所が少なく、算定要件を満たすことが難しい状況がある。新規入所者総数ではなく、在籍者の割合へ変更するよう国に働きかけていただきたい。

また、「山口県特別養護老人ホームの入所に関する指針」の改正に伴い、特例入所の受入れによって算定要件を満たさないことが懸念されるため、特例入所への配慮を検討していただきたい。

【軽費老人ホーム】

(1) 「事務費補助金制度」の存続について【継続】

事務費補助金は軽費老人ホームの経営上必要不可欠な財源であることから、事務費補助金の本体部分及び各種の加算金について減額することなく制度を存続していただきたい。

また、令和元年10月の消費税率10%への引上げ後の補助金については、今後も引き続き、施設の負担額を十分に精査した上で、適正な補助金の支給をお願いしたい。

(2) 老朽化にともなう修繕費の補助、重度化対応にともなう施設整備補助【継続】

県内施設の半数は築25年以上、軽費老人ホームA型のみでは、全施設が築40年以上経過しており、今後の老朽化が見込まれるため施設修繕に関する補助金や借入金等の財源措置を講じていただきたい。また、入所者の高齢化・重度化が進む中で、安全な支援を行うための施設整備に関しても、財源措置を講じていただきたい。

老朽化した軽費老人ホームA型を建て替えてケアハウスとした場合、高額な管理費の設定が想定され、「無料又は低額な料金で」利用するなど到底考えられない

ことは明白であり、軽費 A 型を利用されている高齢者の多くは、建て替えたケアハウスを利用することは困難であるため、低所得の利用者の激変緩和措置、住処を追われた場合の救済措置をしていただきたい。

(3) 軽費老人ホームに勤務する「介護職員の処遇改善加算」について【継続】

軽費老人ホームに勤務する介護職員は、令和 4 年度に事務費補助金に介護職員の処遇改善に係る加算が創設され、令和 6 年度に処遇改善加算の拡充等が行われたものの、他の介護保険適用施設の介護職員と同一職種でありながら、未だ処遇に差があることから、引き続き必要な財源措置を講じていただきたい。

(4) 「宿直専門員雇上加算」及び「宿直業務の委託」について【継続】

軽費老人ホームの補助金に係る加算として、軽費老人ホーム A 型には「宿直専門員雇上加算」が適用されているが、ケアハウスには加算がない。近年、ケアハウスにおいても入居者の重度化が進んでおり、安全確保の観点から、補助金を増額していただくとともに、加算の対象となるよう検討していただきたい。

また、働き方改革関連法が施行され、職員の適切な労務管理を実施するため、宿直業務のシルバー人材センター等への委託について、国に働きかけていただきたい。

(5) 一般型ケアハウスの介護職員の配置基準を軽費老人ホーム A 型と同程度への見直し及び事務費基準額の改善【継続】

軽費老人ホームは、介護保険法上「居宅」に位置付けられており、入居者が介護を必要とするときは、介護保険を利用して外部サービスを利用して生活できるが、外部サービスを利用される入居者が年々増えている。さらに、入居者の高齢化や ADL の低下等により、外部サービス以外で施設職員が対応する個別支援が増えてきていることやニーズが多様化しているのが実情である。

一般型ケアハウスにおいて、現行の介護職員の配置基準では十分な対応が出来ないことが問題である。支援業務に関する実態調査を行い、現状を踏まえて、一般型ケアハウスの介護職員の配置基準を軽費老人ホーム A 型の配置基準と同程度に見直すよう国に働きかけていただくとともに、事務費基準額の改善をお願いしたい。

(6) 認知度を高める積極的な広報活動について【継続】

待機者の減少の一因として認知度の低さがあげられる。有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅との差別化を図り、軽費老人ホーム・ケアハウスの必要性について明確に打ち出していくことが必要である。行政・地域・関係機関など官民一体の取組を本会とともに行っていただきたい。

山口県障害福祉サービス協議会

<団体概要>

・沿革

- 平成 25 年 1 月 障害種別の新しい枠組み検討委員会（山口県社会福祉協議会）にて、現行の障害福祉施設協議会組織の見直しと新組織「山口県障害福祉サービス協議会」への移行を決議。
- 平成 25 年 4 月 新組織「山口県障害福祉サービス協議会（略称、障サ協）」発足。

・設立目的

平成 18 年（2006 年）4 月に障害者自立支援法（現、障害者総合支援法）が施行され、国は、従来の身体障害・知的障害・精神障害の障害種別ごとの縦割りのサービス提供と利用の仕組みを一元化する事業体系の再編を行いました。

私たちは、国の目指すその三障害一元化を障害者福祉現場で実践すべく、平成 25 年（2013 年）4 月に本会を設立いたしました。以来、組織基盤を固めながら、障害種別を問わぬ県内すべての障害児・者が地域でより豊かな生活、より充実した人生を送ることが出来るよう、障害福祉サービスの充実、提供に努め、社会に障害者福祉への関心と理解を広め、地域共生社会の実現に向けて事業を展開いたします。

・活動内容

- 1 研修事業 研修委員会にて協議、作成した「研修計画」に基づき、年 4、5 回程度の研修会を実施。
- 2 要望活動 支援現場や事業所（施設）経営の課題等を発信。
 - (1) 山口県総合社会福祉大会福祉関係団体活動報告
 - (2) 自由民主党山口県連「政策聴問会」
 - (3) 公明党山口県本部「企業・団体等との政策懇談会」
 - (4) 山口県知事要望
 - (5) 山口県経営協主催「国会議員との懇談会」
- 3 広報活動 広報紙「障サ協通信」の発行（年 4 回）、及び本会ホームページの管理・運営等を実施。
- 4 表彰 会員事業所・施設の職員等に対し、会長表彰を実施。
- 5 関係機関・団体等との連携・協力
 - (1) 中央及び中国・四国種別協議会等との連携・協力
 - ① 全国社会就労センター協議会（全国セルフ協）
 - ② 中国・四国社会就労センター協議会（中国・四国セルフ協）
 - (2) 県内関係機関・団体等との連携・協力
 - ① 山口県
 - ② 社会福祉法人山口県社会福祉協議会
 - ③ 特定非営利活動法人山口県社会就労事業振興センター
 - ④ 一般財団法人山口県知的障害者福祉協会
 - ⑤ その他県内の関係機関・団体
- 6 災害支援活動
 - (1) 「山口県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定」に基づく災害支援活動

7 会の運営

- (1) 総会・役員会（総会、理事会、監査、会長・副会長会議）
- (2) 部会（介護部会、就労部会、自立訓練部会、居住部会、相談部会、児童部会）
- (3) 委員会（組織運営委員会、研修委員会、広報委員会）

・加盟団体、施設 等

山口県内の障害福祉サービス事業所・施設及び、本会の目的に賛同する個人または団体。(192 事業)

<重点事業・重点目標>

・本会は、障害種別を超えた県レベルの障害福祉組織として、各事業所・施設間での情報交換や情報共有、また県内外の関係機関との連携を図り、組織の充実を目指し、障害者の存在それ自体を我が事とする感性と価値観を持って、諸事業に、日々、真摯に取り組むものです。

<要望事項>

1 取りまとめの経緯

- ・令和7年5月 令和7年度第1回部会を開催。事前に会員事業所・施設が提出した「部会協議シート」のまとめを基に、各部会（介護部会、就労部会、自立訓練部会、居住部会、相談部会、児童部会、以上6部会）にて意見交換。
- ・令和7年7月 各部会長が、部会協議をふまえて要望項目を作成。
- ・令和7年8月 組織運営委員会（令和7年度第2回会長・副会長会議と同時開催）にて令和7年度要望を協議、作成。

2 要望事項

下記のとおり

要 望

山口県障害福祉サービス協議会
会 長 古 川 英 希

令和7年度、依然として障害福祉サービス事業所・施設の運営状況は好転せず、利用者の高齢化はなお進み、保護者の高齢化とともに通所利用における在宅での支援、介護が難しくなっており、通所・入所を問わず、職員不足も続いています。

今年度の本協議会の各部会（6部会：①児童部会 ②介護部会 ③就労部会 ④居住部会 ⑤自立訓練部会 ⑥相談支援部会）の要望は以下の通りである。

1 障害福祉サービス事業（現状と要望）

(1)

- ① 依然として、県内においても障害福祉分野における人材不足の状況は続いており、支援現場を支える職員は心身に過重な負担を強いられる毎日です。その結果、利用者を一人の人として尊重する思いや、支援の質や技術の向上への意欲が削がれてしまっている。
- ② ①のことからも、皆さんに、是非、県内の障害福祉サービス事業所・施設を見学していただきたい。文字や写真や他人の言葉で現状を理解することも大事だけれど、実際に自らが支援現場を訪れ、見て、話して、感じることも大事なことはないか。そして、是非、その実感を社会に伝え、まず、社会の障害者と障害福祉への理解と関心を高めていただきたい。
- ③ また、過去から現在に至るまで、私達の社会には障害者に対する差別や偏見、また、障害者の生きる命やその人生への無関心が根深く存在している。

それを改革するために、次代を見据えた取り組みの一環として、県内の各小・中・高等学校での、障害福祉に関する講話やイベントや体験学習会等を毎年開催することについて、学校教育関係者への理解と協力と実践を促していただきたい。

(2) 経営の持続可能性を確保する実態に即した制度の見直しを要望する。 新規

現在、物価の高騰および人件費の上昇が続いているにもかかわらず、福祉サービスに対する給付額は据え置かれたままである。このことにより、事業所の経営環境は徐々に悪化している。現場では、質の維持に努めているものの、限界が近づいており、早急な支援が必要である。

また、送迎にかかる費用については、都市部と比較して、地方では利用者宅間の距離が長く、必然的に燃料費や人件費の負担が大きい。しかしながら、送

迎加算は全国一律に設定されており、地域特性が反映されていない。これは地方に不利な制度設計であり、実態に即した見直しが求められる。

経営の持続可能性を確保するためにも、早急な制度の改善を強く要望する。

2 児童発達支援事業

(1) 科学的根拠に基づいた障害児の支援区分の創設を要望する。 新規

高齢者の要介護認定および障害者の支援区分については、いずれも利用者の心身の状態に応じ、科学的根拠に基づいた評価手法により判定されており、その区分に応じて給付の内容や額が決定されている。

一方、障害児に関しては、多くの支援が必要な児童であっても、その状態や支援の必要性が体系的に区分される仕組みが存在せず、実質的に「個別サポート加算」などの限られた加算により対応しているのが現状である。加算額はわずかであり、支援の実態と乖離している。

支援の公平性・妥当性の観点からも、障害児についても高齢者や障害者と同様、科学的根拠に基づいた支援区分の創設が必要である。早期の制度整備を強く要望する。

(2) 利用者の欠席等が事業所経営に影響を及ぼさない報酬体系の見直しを要望する。 新規

突然の利用者の欠席（病気、家族都合等）により、事業所の収入が減少し、経営に大きな影響を与えている。事業所は、すべての利用者を受け入れる前提で人員配置を行っており、欠席によって配置計画に狂いが生じ、結果として過剰な人件費が発生している。

現在、欠席時対応加算はあるが、その額はわずかであり、人件費をはじめとする経費の補填には到底足りていない。特に、コロナウイルスやインフルエンザなどの感染症が流行すると、集団的な欠席が発生し、事業所経営に深刻な影響を及ぼす。

コロナ禍での教訓を踏まえ、報酬体系の見直しが必要である。具体的には、月額単位での報酬制度の導入、または欠席時においてもケアプランに基づく予定の給付を可能とするなどの措置を講じられたい。

【児童部会】

3 生活介護事業

(1) 利用者の高齢化への対応

多くの事業所・施設では利用者の平均年齢は50歳代半ばを超えてきており、身体機能の低下、衰えが見られ、リハビリや残存機能の維持が必要になってき

ている。

(2) 職員不足、職員の高齢化が顕著に

中途採用や再雇用の職員が多く、将来を託す若年層の人材の確保が困難な状況が続いており事業所・施設の将来に不安を感じている。

(3) 強度行動障害者支援に本腰を 継続

物を破壊したり、他者に暴力を加えたり、自分自身への自傷行為等を繰り返してしまう強度行動障害者への支援は、待ったなしの状況である。まかり間違えば、その人たちへの職員の支援が、虐待と疑われかねない状況があるなど、職員は疲弊し、孤立状態にある。

さまざまな組織や団体で強度行動障害者への支援についての検討結果や在り方が提案されているが、提言や提案の域を出ず、支援現場での十分な取り組みにまでは至っていないと思われる。

また、強度行動障害者による施設建物、設備等の破壊行為により、大きく膨らんでくる施設整備費（修繕費、購入費等）への補助、助成を要望する。支援現場の建物等の環境構造を整えないままでは、いかに支援スキルがあっても、適切な支援は困難となり、場合によれば虐待を疑われる支援を招きかねない。

(4) 地域の関心、協力、理解を

事業所・施設の近隣の小・中・高等学校における、障害福祉に関する講話やイベントや体験学習会等の開催へ向けて、後押しをお願いしたい。そうした取り組みを重ねることで、次代を担う若者の障害福祉への関心や、協力や、理解が、地域社会に広がるものと思われる。

【介護部会】

4 就労支援事業

(1) 就労障害福祉サービス事業所の適正な数と質の確保について 継続

今年度も山口県内の就労福祉サービス事業所を対象に「困っていること」「悩んでいること」「要望事項」について意見収集したところ、例年通り、「利用者の減少に伴う利用契約者不足」「人材確保が難しいため職員不足」が多数寄せられた。

毎年、本会就労部会から、障害のある人達への障害者手帳（身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳）の交付数と就労障害福祉サービス事業所の新規開設事業所を含む事業所数と利用定員数を示しているが、就労障害福祉サ

ービス事業所数が過剰であるため「利用者の減少に伴う利用契約者不足」「人材確保が難しいため職員不足」しているのではないかとの訴えがあり、改善の傾向がみられない。

今年度も例年と同種の要望ではあるが、令和元年度から令和5年度までの就労障害福祉サービス事業所定員数及び障害者手帳の推移について下記の表をお示しする。

就労事業	R元年度		R2年度		R3年度		R4年度		R5年度	
	定員数	比率	定員数	比率	定員数	比率	定員数	比率	定員数	比率
移行	389	100%	403	103.5%	399	102.5%	345	88.6%	321	82.5%
A	562	100%	542	96.4%	551	98.0%	660	117.4%	705	125.4%
B	3,140	100%	3,215	102.3%	3,417	108.8%	3,541	112.7%	3,674	117.0%
総数	4,091	100%	4,160	101.6%	4,367	106.7%	4,546	111.1%	4,700	114.8%
障害手帳	発行数	比率	発行数	比率	発行数	比率	発行数	比率	発行数	比率
身障	63,428	100%	62,066	97.8%	62,184	98.0%	61,174	96.4%	59,082	93.1%
療育	12,610	100%	12,906	102.3%	13,174	104.4%	13,461	106.7%	13,630	108.0%
精神	12,049	100%	12,213	101.3%	12,278	101.9%	13,004	107.9%	12,827	106.4%
総数	88,087	100%	87,185	98.9%	87,636	99.4%	87,639	99.4%	85,539	97.1%

就労福祉サービス事業所定員数および障害手帳交付数について、令和元年度を基準値（100%）として比較すると、令和5年度の定員数は、就労移行支援事業所-17.5%（-68人）、就労継続支援A型事業所+25.4%（+143人）、就労継続支援B型事業所+17%（+534人）で、**総数+14.8%（+609人）**となっている。一方で障害福祉手帳の交付数は、身体障害者手帳-6.9%（-4,396人）、療育手帳+25.4%（+1,020）、精神保健福祉手帳+6.4%（+778人）で、**総数-3.9%（-2,548人）**という状況になっている。

このように障害者数が減少している状況で就労福祉サービス事業所の適正な数と質を確保するため、特に就労継続支援事業所における新規設置の抑制、もしくは正当な事業運営がなされているかについて第三者による評価を義務付けることを要望する。

（2）就労移行支援事業における職員配置について検討を要望する 継続

就労移行支援事業に必要な職員の職種や要件、人数などを定めた「人員配置基準」があるが、これには、生活支援員と職業指導員のうち、どちらか1人以上は常勤であることが規定されている。しかし、山口県の就労移行支援事業の実態は、令和元年度の定員総数 389 人（100%）に対し令和6年度の定員総数 291 人（74.8%）と縮小化している。事業形態も多機能型（他事業と併設）定員

10人以下で対応している。また、実利用実績も定員を満たすことが難しくなっている実態がある。

山口県は就労移行支援事業に必要な職員として「生活支援員と職業指導員のうち、どちらか1人以上は常勤であること」の常勤の解釈が常勤専従を求め職員の配置は定員数に対して配置するようになっているが、山口県の就労移行支援事業を利用する利用者は減少し就労移行支援事業所では定員を満たさない状況で就労移行支援事業の継続は難しくなっている。

このような就労移行支援事業の実態は他の都道府県でも課題として取上げられ、常勤という解釈を常勤兼務（常勤換算方式）という解釈で就労移行支援事業が存続している。

よって、山口県においても就労移行支援事業の配置「生活支援員と職業指導員のうち、どちらか1人以上は常勤である」の解釈を常勤兼務（常勤換算方式）としていただくように要望する。

【就労部会】

5 地域生活支援事業

(1) 通院支援に対する評価の創設を要望する 継続

令和6年度報酬改定において、施設入所支援に対し、通院支援に対する評価が創設された。居住系サービスにおいて、グループホームの利用者数は、施設入所支援利用者数を超えており、多くの利用者が住まいの場として生活している。そこでの健康管理は必須であり、世話人、生活支援員が、状況に応じた通院のサポートを行っているが、グループホームには通院支援の評価がなされていない。利用者の重度化、高齢化を担う生活の場所としても、通院支援の評価を要望する。

(2) 常勤換算法による職員兼務、短時間労働の取り扱いについて制度の見直しを要望する 継続

現在、グループホームの利用者数は、施設入所支援利用者数を超えて、障害のある方の大切な生活拠点となっている。当該業務に係る職員数も増えている。休暇等の期間については、入所施設の常勤職員においては、常勤の従業者として勤務したものとして取り扱うものとする。とされ、有給休暇を取得しても勤務体制に影響は出ない。

常勤職員にグループホームと、日中系事業と兼務の勤務体制を敷いた職員については、グループホーム、日中系事業ともに非常勤の従業者とされ、休暇を取得した場合の時間は、常勤換算する場合の勤務延長時間数には含めない、とあり欠勤扱いとなる。

常勤換算を満たすことは運営基準上必須であることから、兼務職員配置事業

者は、休暇取得時には追加の職員を当該事業に多く充てる必要があることから、有給取得の促進が進まない現状が生まれている。また、短時間勤務者も非常勤とされることから有給取得は欠勤となる。

働き方改革を進める一方で、非常勤とされる職員の有給取得を妨げる制度は、労働行政の流れと逆行していることから、複数事業兼務、短時間労働の職員であっても、有給取得が常勤換算に含まれるよう制度の見直しを要望する。

(3) グループホーム事業における施設整備補助について 継続

利用者の重度化、高齢化を担う生活の場所としてもグループホームが注目されているが、設備の不足、古い家屋を借り受ける、購入した場合、大掛かりな改修が必要となることが多い。また、暮らしていく中、状態像の変化により改修が必要なケースも出てくる。

重度化高齢化に伴う生活環境を担保する観点から、県単位での建物の設備改修に係る施設整備補助の創設を要望する。

(4) 外部サービス利用型グループホームの報酬設定の見直しについて 新規

外部サービス利用型グループホームは、介護が必要な者への対応を外部の居宅介護事業所に委託し、相談やその他の日常生活上の援助について世話人を配置し支援する事業形態である。国が示すグループホームから地域での1人暮らしを目指すには、居住の場であるグループホームでの生活支援やトレーニングは非常に重要だが、令和6年度の報酬改定では、配置基準が引き下げられ報酬も減額となった。このため、支援の現場では、少ない人員体制で現状をサポートすることとなり、また、労働条件の悪化により新たな人材確保も難しい状況に陥っている。

地域生活への移行を目指す必要な支援を行うために、基本報酬の増額を要望する。

【居住部会】

6 自立訓練事業

(1) 精神障害者支援における福祉と医療との相互連携促進について 継続

精神障害者は疾病と障害の両面があり、彼らが安定した地域生活を送るうえで、医療面と福祉面での支援の両立は不可欠である。

しかしながら、現行の障害福祉制度では、福祉サービスを利用するうえで、精神科医療側からの情報提供等は原則として必須ではなく、また精神科医療側においても、福祉側からの情報提供は必ずしも必要とされていないのが現状である。

福祉現場における精神障害者の支援・サービスの質を高めるには、福祉的視点のみならず、医学・医療的視点からの意見が十分に反映される制度設計が必要である。

これらを勘案して、医療側からの医師意見書や診療情報提供書等の提出、福祉側からのサービス等利用計画書、モニタリング報告書、個別支援計画書等の提出等、相互の情報提供を評価の対象とするよう要望する。

(2) 宿泊型自立訓練における体験利用の制度化を要望する 継続

宿泊型自立訓練事業は、障害者が精神科病院や入所施設等から地域生活への第一歩を踏み出すにあたり、重要な位置づけを担う事業である。

その一歩を踏み出す（正式な利用に至る）までには、本人への動機づけやアセスメント等に相当な時間と労力を要する場合が多く、その過程において、事前の体験利用を望まれるケースも多い。

しかしながら、宿泊型自立訓練には、体験利用が制度化されていないため、制度外で事業者側が任意で体験利用を受け入れているのが現状である（共同生活援助[グループホーム]では、体験利用が制度化され、報酬算定可能である）。

宿泊型自立訓練は、国が進める「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム」を推進する上でも、地域における「体験の場」として有効な社会資源となり得ることから、その体験利用について報酬を設定し、制度化したうえで、障害者の地域移行の推進に役立てていただくよう要望する。

【自立訓練部会】

7 相談支援事業

(1) 相談支援専門員の人材確保・定着に向けた報酬設定を要望する 継続

相談支援専門員の募集をかけたも、なかなか応募がこないという現状がある。背景としては、報酬単価が低く、事業所として十分な給料が支払えないという経営的な問題などあげられる。その為、相談支援専門員の資格をもっているも相談支援事業に従事しないという状況もあり、人材不足にも繋がっている。

要望としては、相談支援の担い手である相談支援専門員が将来の展望を持ち働き続け、能力や業務量に応じた適切な処遇を受けられ、また、こうした人材を確保、定着していくためにも、相談支援事業所が安定運営できるような報酬水準の確保を要望する。

(2) 相談支援専門員一人あたりに対する適切な担当人数の検討を要望する 継続

安定経営とされる相談員1人あたりの標準計画作成件数（35件/月）を目安に相談支援しようとするれば、相談員1人あたりが約120人以上の利用者を担当しないと達成できない件数となっている。120人以上の利用者を担当すると、ひと月の標準計画作成以外の業務（緊急対応、電話対応、事業所同行、会議開催等）が必然的に多くなり、十分な相談対応が出来ないケースや、新規利用者の引き受けを断わらざるを得ない、また計画作成の期限に間に合わないなどの状況がみられる。

相談支援事業所の安定経営のために、標準計画作成件数（35件/月）、各種加算の取得など目指してはいるが、対応できている事業所は稀であり、ほとんどの事業所が厳しい運営状況で業務している現状がある。

要望としては、相談員1人あたりの[標準計画作成件数]を設けるだけでなく、例えば、[標準担当人数]を設けるなど、相談支援業務の質を確保できる体制作りを要望する。

(3) モニタリングに関して 新規

モニタリングに関して、計画相談支援および障害児相談支援のいずれにおいても、利用者の居宅等を訪問し、面接を行い、その結果を記録することが義務づけられているが、ご家庭においては諸事情から居宅訪問を強く拒否されるケースもみられている。そのような場合は、利用されている福祉サービス事業所を訪問し、本人と面接を行ったうえでその結果を記録しているが、居宅訪問をしていないという理由から請求対象にならない状況がみられている。

居宅訪問に関しては、プライバシー部分も多いため、柔軟な対応ができるように検討していただきたい。

【相談部会】

<団体概要>

・ 設立目的

山口県内の身体障害者支援施設相互間の連携を図り、よって福祉サービスの向上に寄与することを目的とする。

・ 活動内容

- ① 施設の運営管理等に関する調査研究及び連絡調整
- ② 関係機関及び各種団体との連携協働
- ③ 施設利用者のサービス向上に関すること
- ④ 施設職員の資質向上に関すること
- ⑤ 地域貢献に関すること
- ⑥ その他 目的を達成するために必要な事業

・ 加盟団体、施設

(山口市) なでしこ園 (防府市) 華南園 (周南市) 鼓澄苑
(岩国市) 緑風園 (宇部市) 高嶺園 (長門市) 湯免清風園
(下関市) 下関幸陽園、フェニックス

<重点事業・重点目標>

- ① 会員施設における利用者・職員等の生命と安全を確保するための取組を最優先とする。
- ② 各会員施設で行われている感染防止の取組に合わせながら当協議会の施設相互間の連携を促進させていく。

<要望事項>

1 取りまとめの経緯

山口県身体障害者施設協議会 施設長会議

- 1回目 令和7年5月30日 長門市にて対面開催
今年度の事業計画、収支予算案等を審議した。
- 2回目 令和7年8月22日 岩国市にて対面開催
山口県総合社会福祉大会及び県身障協の職員研修会、親睦レクリエーション大会の進捗状況等を議論した。

2 要望事項

企業・団体等との政策懇談会（公明党山口県本部主催）及び国会議員との懇談会（山口県社会福祉法人経営者協議会主催）において、次の事項について要望活動を行った。

- ① 刑余者の出所後の生活支援について（前年度より継続）
- ② 障害者・高齢者が不便なく利用できるユニバーサル「多機能トイレ」の普及について（前年度より継続）
- ③ 障害者施設利用者の高齢化に伴う「ソフト食」の導入について（前年度より継続）
- ④ 終末期医療と人の尊厳について（前年度より継続）

<団体概要>

・設立

昭和44年11月25日(一般財団法人に移行：平成24年4月)

・設立目的

すべての人が健康で文化的な生活を営むことが保障されている現在、両親の死亡あるいは両親の疾病等の理由により温かい家庭生活を享受できない児童や、精神又は身体に障害のある恵まれない児童を保護養育している施設の関係者が集い発展的に財団法人とし、関係機関団体の協力のもとに施設の合理化、施設関係者の資質向上等児童福祉の一層の推進を図ることを目的として設立した。

<重点事業・重点目標>

- (1) 子どもの権利擁護を図る環境整備
- (2) 人材育成の育成、定着に向けた取り組み
- (3) 施設退所後の支援に関する取り組み
- (4) 情報交換・児相長との意見交換会と広報活動の推進
- (5) 社会的養護に対する要望活動
- (6) 功労者の表彰
- (7) 大規模災害に備えた支援体制の構築

<要望事項>

- ◆一時保護委託の体制整備
- ◆地域の実情を踏まえた施設の高機能化、多機能化に向けた施策の推進
- ◆子どもの権利擁護の取組の推進
- ◆児童家庭支援センターの機能強化
- ◆物価高騰への支援の拡充

＜団体概要＞

・ 設立

昭和41年2月（財団法人化：昭和61年8月）

・ 会員数

126施設事業所（令和7年7月1日現在）

・ 目標

知的障害がある方の地域における支援のあり方について研究し、支援の事業拠点として施設や事業所の役割を踏まえて、障害がある方の目線から現行法制度下での課題をとらえ、支援しこれを実践に活かすことを通して、福祉の向上に寄与することを目標とします。

＜重点事業・重点目標＞

山口県知的障害者福祉協会は、山口県内に所在する知的障害児者の施設（事業所を含む。）の充実向上及び知的障害児者の福祉増進を図ることを目的として、下記の事業を行います。

- ・ 知的障害児者施設の充実及び知的障害者の福祉の増進に関する事業
- ・ 知的障害児者施設に関する調査研究に関する事業
- ・ 知的障害児者施設関係職員の研修に関する事業
- ・ 施設入所者入院給付金及び健康手当金の給付に関する事業
- ・ 関係団体との連絡調整に関する事業
- ・ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

＜要望事項＞

1 取りまとめの経緯

- ・ 活動報告を取りまとめた大会・会議名
 - ※必要に応じて開催日、会場、参加人数、開催方法等も記載
 - ※上記大会の主題・趣旨・申合せ事項等も含む
- ・ 活動報告の協議方法・協議内容
 - ※団体を取り巻く状況や課題等も含む

2 要望事項

- 1 物価高騰・新型コロナウイルスによる影響について
- 2 強度行動障害支援に係る体制作りにについて
 - (1) 強度行動障害対応型施設整備費予算の確保を
 - (2) 医療連携に伴う予算等の確保を
 - (3) 重度障害者支援加算対象者の生活介護の利用日数の制限撤廃

- 3 有給休暇取得時の人員配置基準に関する改善要望
- (1) 有給休暇取得者を人員配置基準に算入する制度改正
 - (2) 減算適用除外措置
 - (3) 代替職員の配置に対する支援制度

<団体概要>

・沿革

昭和34年6月17日 財団法人山口県保育協会設立

平成24年4月 1日 一般財団法人山口県保育協会へ移行

・設立目的

山口県における保育事業の健全な発展を図るとともに、子どもの健やかな育ちのためにより良い保育を目指す活動を通して、保育事業の円滑な遂行に寄与する。

・活動内容

計画的な事業推進のため、理事会、評議員会を開催し、各部会活動を通して様々な事業を展開している。

・加盟団体、施設等

令和7年度の保育協会加盟園数は291施設である。

<重点事業・重点目標>

・各団体の重点事業・重点目標等

- 1 地域子ども・子育て支援事業計画への積極的な参画
- 2 新たな保育所経営・保育のICT化の実践と改善
- 3 地域の実情に応じた子育て支援の推進
- 4 認定こども園及びこども誰でも通園制度等に関する研究・情報の収集
- 5 保育内容、保育方法の一層の研鑽
- 6 人口減少地域の保育課題の検討
- 7 積極的な要望活動の実施
- 8 関係機関・団体の実施する行事等との緊密な連携

<要望事項>

1 取りまとめの経緯

・第1回総務部会

日時：令和7年7月22日（火）

場所：山口県社会福祉会館

参加人数：14人

要望についての意見交換、取り纏めを行った。

2 要望事項

- 1 保育者が安心して働ける環境づくりのための支援
- 2 保育職を目指しやすい環境づくりへの支援
- 3 保護者が安心して子育てができる環境への支援

<団体概要>

・ 設立

昭和37年11月16日（一般財団法人に移行：平成24年4月1日）

・ 設立目的

児童は全てその生みの親のもとで正しい愛情に守られながら健全な家庭生活を経験し、その家庭と家庭を囲む地域社会とよいつながりのなかで養育されることが、人格的に完全な成長をとげるうえでもっとも望ましいものである。

しかしながら、現実には家庭に恵まれない児童の将来を思う時、養育、教育、職業、経済等その前途をはばむものが多くある。これを解決するためには、個々の里親の総意を結集し、広く世に訴えて理解と協力を求め、国、県の施策を促進すれば私たち里親の切なる願いは受け入れられるものと確信している。

このように、社会各方面の指示と内外の信頼と期待にこたえ団体の基を強化し、会運営の民主化を図り、ますますその発展を期するため、私たちは「財団法人山口県里親会」を設立した。

<重点事業・重点目標>

- (1) 里親制度の充実と普及に努める。
- (2) 組織内の緊密化と強化に努める。
- (3) 里親の資質向上と被虐待児への養育技術の向上に努める。
- (4) 里親ならびに里子の福利厚生に努める。
- (5) 各種要望活動を実施する。

<要望事項>

- ◆委託の促進について
- ◆委託された子どもの処遇改善について
- ◆関係機関の支援体制の強化について
- ◆里親養育の子育てへの支援について
- ◆虐待等による里親処遇等について
- ◆フォスタリング機関などによる包括的な支援体制の充実強化について
- ◆養育困難な児童等に係る里親支援について

一般財団法人山口県手をつなぐ育成会

<団体概要>

・沿革

昭和37年（1962年）3月 任意団体 山口県精神薄弱児手をつなぐ親の会連合会 結成
昭和43年（1968年）1月 財団法人 山口県精神薄弱者育成会 設立許可
平成10年（1998年）9月 財団法人 山口県手をつなぐ育成会 に名称変更
平成24年（2012年）4月 一般財団法人山口県手をつなぐ育成会 に名称変更

・設立目的

本団体は、知的障害者福祉法、児童福祉法及び教育基本法に基づき、知的障害者及びその家族を守り、もって福祉の推進に寄与する。

・活動内容

山口県手をつなぐ育成会活動を通して、知的障害・発達障害への理解促進や権利擁護に取り組むと同時に、中国・四国地区及び全国育成会連合会活動に参加し共生社会の実現をめざす。

・会員等

市町育成会数 20単位会（令和7年6月1日現在会員数 1,105人）

<重点事業・重点目標>

重点事業及び実施内容

- ・知的障害者に対する社会の理解を深める啓発事業
- ・知的障害者の福祉施設の拡充強化の推進に関する事業
- ・知的障害者及び保護者相互の連絡提携並びにその育成強化に関する事業
- ・知的障害者に関する広報啓発及び調査研究に関する事業
- ・その他山口県手をつなぐ育成会の目的を達成するために必要な事業

1 手をつなぐ育成会福祉・教育振興山口大会の開催

2 知的障害者福祉月間（9月）への参加

3 会員活動の推進

（1）市町育成会（親の会・父母の会）の研修実施

（2）広報啓発事業の実施

・人権擁護の啓発

・ホームページの運営・管理

・全国手をつなぐ育成会連合会会誌「手をつなぐ」の購買普及

・広報紙「山口手をつなぐ」の発刊（年1回）

（3）本人活動（きららの会）の育成支援

（4）母親（父親）フォーラムの開催

（5）福利厚生事業の実施

（6）県委託（補助）事業の実施

- ▼ 山口県障害者いきいきサポート事業の実施
 - ・ 本人活動支援事業
 - ▼ 地域生活援助事業の実施
- (7) 全国手をつなぐ育成会連合会への災害支援義援金の協力
- (8) 財政基盤立て直しのための賛助会員の募集

重点目標

- 1 育成会の活性化と組織強化
- 2 積極的な情報発信
- 3 就労・自立・社会参加の促進
- 4 行政・教育・関係団体との連携強化

<要望事項>

1 取りまとめの経緯

令和7年3月12日「山口県手をつなぐ育成会第2回理事会」にて審議

令和7年4月24日「山口県手をつなぐ育成会第I回単位会長会」にて協議、取りまとめ

2 要望事項

- (1) 知的障害のある人の医療負担軽減について
- (2) 就労と自立の支援について
- (3) 地域生活の支援について
- (4) 社会参加の支援について
- (5) 入所施設等における適切な食事の確保について

山口県肢体不自由児協会

<団体概要>

- ・戦後まもなく、全国的に肢体不自由児に対する医療・教育・福祉等の各分野における環境整備の必要性が叫ばれ、日本肢体不自由児協会（S23年設立）の指導のもと、各県の父母、医療・教育・福祉関係者によって肢体不自由児協会が設立
- ・本県では昭和36年2月に「財団法人 山口県肢体不自由児協会」が設立（平成25年11月に任意団体へ組織変更）
- ・本協会の支部として、県下各地域において、養護学校・肢体不自由児施設の設置や医療制度の充実に向けて活動している「父母の会」と一体として運営
- ・主な事業としては、肢体不自由高校生に対する奨学の給付や在宅児の家族の交流事業、「手足の不自由な子どもを育てる運動」への協力、施設職員の表彰

<重点事業・重点目標>

1 重点事業

(1) 教育・福祉・雇用の推進

在宅療育のサポート体制や母子通園、緊急時のショートステイ等のサービス提供体制等の整備状況を見守り、また、肢体不自由児に係る教育・福祉・雇用に関して必要な要望活動の実施

(2) 高校進学奨励事業

手足の不自由な高等学校及び特別支援学校高等部在生徒に、奨学金を交付し、学業を営む上で必要な経費の一部を援助

(3) 肢体不自由児交流事業

各支部が、在宅児に非日常的な楽しみの機会をつくり、また、家族の不安や悩みの解消、教育・施設・就労等の情報交換に役立たせるための交流行事の実施

2 その他の事業

- (1) 「第73回手足の不自由な子どもを育てる運動」への取組の一環として、本年度も愛の絵はがき等を頒布
- (2) 第75回山口県総合社会福祉大会において、デイケアハウス・児童福祉施設の職員で、永年にわたり肢体不自由児(者)のために尽力しその功績が顕著である者を表彰
- (3) 日本肢体不自由児協会と連携し、肢体不自由児福祉事業の振興に寄与
- (4) 関係団体開催の研修大会等への協力

山口県肢体不自由児（者）父母の会連合会

<団体概要>

- ・県下各地域において、養護学校・肢体不自由児施設の設置や医療制度の充実に向けて活動していた「父母の会」は、昭和49年4月に山口県肢体不自由児(者)父母の会連合会として設立
- ・各県の父母、医療・教育・福祉関係者によって設立された肢体不自由児協会とは、市町段階では、一体的に運営されている。
- ・本会は現在5支部で運営しており、設立当初からの肢体不自由者及びその親が高齢化する一方、新規加入者は少なく、会員数は年々減少している。
- ・主な事業としては、会員相互の連絡調整により、肢体不自由児者の調査研究、教育福祉に関する啓発活動、療育指導を行っている。

<重点事業・重点目標>

1 重点事業

- (1) 肢体不自由児者への生活支援、保健医療、雇用、教育の充実
 - ① 障害児者に対する地域生活支援のための包括的な在宅サービスの充実
 - ② 障害児者にも居心地の良い社会の構築とノーマライゼーションの理念の浸透
 - ③ 災害時における障害者の避難支援について、理解促進や「福祉避難所」の充実
(国・県に対する要望事項)
- (2) 令和7年度会員研修会の開催
令和2年度以降中止となっている会員研修会の開催
- (3) 令和7年度地域指導者セミナーへの参加
全肢連が開催する地域指導者セミナーに参加

2 その他の事業

- (1) 表彰
第75回山口県総合社会福祉大会において、組織の活動に顕著な実績を納めた会員を表彰
- (2) 山口県肢体不自由児協会事業への協力
山口県肢体不自由児協会が実施する「第73回手足の不自由な子どもを育てる運動」及びその一環として行われる事業への協力
- (3) 全肢連事業への協力
「さわやかレクリエーション事業」の実施協力
- (4) 自動販売機の設置事業
地域の協力を得て、自動販売機の維持・増設による収入確保

山口県母子寡婦福祉連合会

<団体概要>

・沿革

結成年月	法人設立	一般財団法人移行
昭和25年7月12日	昭和38年7月1日	平成26年4月1日

・設立目的

ひとり親家庭等の福祉の増進を図るとともに、県内の母子寡婦福祉加盟団体及び関係機関と連携し、ひとり親家庭等が豊かで安心して暮らすことができる社会づくりに寄与することを目的とする。

上記の目的を達成するため、次の事項を重点目標とする。

- 1) ひとり親家庭の自立基盤の充実と生活安定の向上、並びに子どもたちの健全育成を図る
- 2) 地区組織活動体制を確立強化するため、中堅幹部の起用等組織の活性化を図る
- 3) ひとり親家庭等相互の連帯を深め、未加入者の加入促進を図る
- 4) 地域社会への積極的参加を図り、地域活動を通じて本会の認識と評価を高める
- 5) 男女共同参画の推進に努力する
- 6) 活動資金の確保を図る

・活動内容

令和7年度事業計画

- ・エンパワーメントフェスタ 2025（女団連共催）
- ・ひとり親家庭研修会（交流会）
- ・59回山口県母子寡婦福祉大会（山口県母子寡婦福祉連合会創立75周年記念）
- ・令和7年度中国・四国・九州地区母子寡婦福祉研修大会参加（鳥取県）
- ・令和7年度全国母子寡婦福祉研修大会参加（鳥取県）
- ・第75回山口県総合社会福祉大会（県社協共催）
- ・全国母子寡婦家庭指導者研修会参加（東京都）
- ・家計管理・生活支援講習会（17会場）

・加盟団体

一般財団法人 全国母子寡婦福祉団体協議会

<要望事項>

1 取りまとめの経緯

- ・第59回山口県母子寡婦福祉大会（山口県母子寡婦福祉連合会創立75周年記念）

- ① 開催日 令和7年9月6日（土）
- ② 会場 山口県教育会館 ホール
- ③ 参加者数 230名
- ④ 大会内容
 - ・式典、行政説明、講演、活動報告、宣言・決議
- ⑤ 申合せ事項

私たち山口県母子寡婦福祉関係者は、ひとり親家庭並びに寡婦の生活の安定と

福祉の向上を図るとともに、子どもたちの健やかな成長を支援し、団体の果たすべき役割と課題を確認するために「第59回山口県母子寡婦福祉大会」を開催しました。

近年の食品・生活必需品の物価高騰によりひとり親家庭並びに寡婦の暮らしは、大きな打撃を受けており、厳しい状況が続いています。このような状況の中、生活支援、就労支援等官民の連携が打ち出されています。

戦後80年の今年、当団体は創立75周年を迎えました。私たちは、原点に立ち返り、ひとり親家庭並びに寡婦が安定した生活を営みながら、安心して子育てできる明るい未来のために、関係機関と一層の理解と協力を得て、地域社会に貢献する団体として総力をあげて、その実現に努力することを申合せました。

2 要望事項

「第59回山口県母子寡婦福祉大会」にあたり、“山口県母子寡婦福祉連合会創立75周年”を記念して、ひとり家庭及び寡婦の福祉向上のため、次の事項の実現を関係機関に強く要望します。

- 1 子供の貧困対策として、子どもの将来が、その生まれ育った環境に左右されることなく希望する進路が選択できるよう、進学を経済的に支援するための給付金型奨学金対象枠の更なる拡大を要望します。また、高等教育の入学金・授業料免除の支援対象世帯および大学・高等専門学校等の対象校の拡大を要望します。
- 2 「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」に基づき、雇用の拡大が図られるよう積極的に正規雇用施策が講じられるとともに、非正規雇用者の同一労働同一賃金が徹底されるよう要望します。
- 3 共同親権については、共同親権が望ましいケースと単独親権の方が良いケースなどの基準・運用を明らかにし、子どもの利益を最優先に支援体制を整備いただくよう要望します。
- 4 養育費の確保が十分できていない現状において、養育費の支払い義務を法律により強化するとともに、養育費を支払う側に「養育費控除」を新設するなど、養育費の支払いが確実なものとなる制度づくりを要望します。
- 5 「ひとり親家庭及び寡婦の医療費助成制度」については、自己負担額や助成内容が居住地による格差を無くすよう、また、病児保育料の国による新たな助成制度の創設を要望します。
- 6 自動販売機の設置や売店の運営管理については、「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」に基づき、優先して母子・父子寡婦福祉団体に発注されるよう要望します。又、事業主に対しても発注の働きかけをされるよう要望します。

山口県地域活動連絡協議会

<団体概要>

・沿革

昭和23年、厚生省児童局から「母親クラブ結成及び運営要綱」が出されて母親クラブの必要性が強調されて以来、全国的な組織として急速に発展し現在に至っている。

・設立目的

子どもたちの健全な育成を願って自分たちの力で地域社会に根ざしたボランティア活動を実践していくために結成された組織。お互いの親睦を図りながら、子育てや日常生活の問題などから気軽に話し合い、一人では解決できない事も皆で協力し、楽しく子どもたちのためになる活動を進めていく。

・活動内容

山口県地域活動連絡協議会は、研修や実践活動の充実に努め、“子育て文化創造条例”に基づく“家庭の日”や“児童虐待防止活動”等を推進し、安心・安全に子育てができる環境づくりを目指している。

・加盟団体、施設等

全国地域活動連絡協議会

やまぐち子育て連盟

山口県児童センター（事務局）

<重点事業・重点目標>

- 1 親子および世代間の交流を深めるとともに、文化活動を推進する。
- 2 児童の養育に関する研修活動を促進し、修得した知識、技術を地域や家庭での実践活動につなげる。
- 3 常にあらゆる事故防止に留意し、子どもたちが安心・安全にすごせるための活動を行う。
- 4 日曜、祝日などに児童館等を利用し、子どもの居場所づくりのための活動を推進する。
- 5 「まちの子は、みんなわが子」を合言葉に児童の福祉向上に努め、心の通うあたたかい地域活動の輪をひろげる。

<団体概要>

・沿革

平成24年4月1日 山口県精神障害者福祉会連合会 設立

令和4年7月7日 「山口県精神障害者福祉会連合会」を「山口県精神保健福祉会連合会」に名称を改め、精神障害と、その予防を視野に入れた取り組みを始める。

精神障害者とは（精神保健福祉法第5条）

「統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害 精神病質その他の精神疾患を有する者をいう。」

と、記されており、その他、精神疾患に含まれる疾患の範囲は広く、「うつ病、双極性障害や睡眠障害、ギャンブル等の依存症、ストレス関連障害、発達障害など、精神科医療の対象となりうる全ての疾患」が入り、「認知症」も、精神障害に位置付けられています。

・設立目的

精神や知的障害、認知障害、心の病等に関しては、「目に見えない障害」ということもあり、障害のない方の、障害に対しての知識やご理解、また日常のコミュニケーションスキルの向上が、見えない障害のある方へのサポートに直結します。

また、精神障害者のみならず、昨今、うつ症状や、人とのコミュニケーション等に悩み、心が病み、学校や仕事に行けない人等が急増している中で、その予防の重要性も鑑み、名称変更後は、症状の軽い段階の方でも関わりやすい活動内容を工夫し、脳や分泌系等の機能の損傷による障害のある方であっても、心を明るく健康に保ち、障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくりを目的としています。

親亡き後でも、いじめや虐待や差別を受けることなく、安心して生活ができる社会、地域作りを目指します。

・活動内容

- ・ご家族等の交流会で情報を共有したり、勉強会、ワークショップを行い、専門的な知識や、コミュニケーション方法を学ぶ。
- ・病院や行政、施設等の情報の共有や、相談を受けられるような体制の充実
- ・地域に密着したイベントなどを通し、各地域でのコミュニケーションの充実

・加盟団体、施設等

山口地区精神保健家族会

吉南病院家族会睦会

元氣の里ガッツ体育教室 他

社会福祉法人山口県社会福祉事業団

<団体概要>

・沿革

昭和47年5月1日	社会福祉法人山口県社会福祉事業団 設立許可
昭和47年5月15日	社会福祉法人山口県社会福祉事業団 設立登記
昭和47年6月1日	肢体不自由児療護施設 山口県華の浦学園の受託経営開始 ※昭和57年までの間に8施設の受託経営及び2施設の運営を開始
昭和50年2月28日	山口県社会福祉会館が完成 同年4月に運営開始
昭和56年7月21日	山口県児童センター開館
平成17年4月1日	特別養護老人ホーム3施設を県から移管を受け、設置・経営開始 併せて施設名称を改称
平成18年4月1日	障害児・者4施設を指定管理者として山口県から指定
平成18年6月30日	鹿野グリーンハイツを閉館
平成23年4月1日	障害児・者3施設を県から移管を受け、設置・経営を開始 併せて施設名称を改称 山口県みほり学園は指定管理者の指定
平成24年4月1日	知的障害児施設山口県このみ園を県から移管を受け設置・経営を開始 併せて施設名称を「このみ園」改称
平成25年4月1日	灘海園を岩国市愛宕地区に新築移転
平成29年5月1日	華の浦学園を隣接地に障害児・者併設の施設として新築移転 併せて施設名称「はなのうら・華の浦」改称

・施設一覧

施設種別	施設名(所在地)
特別養護老人ホーム	灘海園(岩国市)、伊保庄園(柳井市)、オアシスはぎ園(萩市)
障害者支援施設	たちばな園(周防大島町)、華南園(防府市)、華の浦(防府市)
福祉型障害児入所施設	はなのうら(防府市)、このみ園(宇部市)
児童心理治療施設	山口県みほり学園(山口市) ※指定管理
児童厚生施設	山口県児童センター(山口市)
社会福祉会館	ゆ〜あいプラザ山口県社会福祉会館(山口市)

<重点目標>

法人の基本理念「その人らしさを大切に～みんなの笑顔のために～」のもと、福祉サービスのニーズに応え続けるため、次の3つの基本目標に沿った積極的な取り組みを推進します。

◆ 利用者の立場に立った「選ばれる施設づくり」

利用児・者、家族、地域社会等から信頼される法人運営を図るため、ニーズに対応した「利用者本位のサービス提供」に努めることで「選ばれる施設づくり」を推

進します。

◆ **地域から信頼される「地域とともに歩む施設づくり」**

地域共生社会の実現に向け、地域のニーズに対応し、地域の課題解決に資するため、地域における公益的な取組を各施設の創意工夫のもとに展開し、地域に開かれた「地域とともに歩む施設づくり」を推進します。

◆ **自律的経営を目指す「経営の基盤づくり」**

社会福祉法人としての使命と役割を踏まえた、高い信頼性、公平性、透明性の確保に努めるとともに、将来を見据えた経営の健全化に取り組むことで「経営の基盤づくり」を推進します。

1 沿革

- S46. 5. 20 財団法人山口県民間社会福祉施設職員共済財団設立
- H4. 6. 24 財団法人山口県福祉マンパワー財団に改組
- H5. 4. 1 山口県社会福祉職員研修所が社会福祉事業団から移管
- H7. 4. 1 山口県社会福祉職員研修所がセミナーパークに移転し、「山口県社会福祉研修所」に名称変更
- H7. 7. 1 山口県介護実習普及センター開設（山口県社会福祉研修所内）
- H9. 4. 1 山口県健康づくりセンター開設（山口県総合保健会館内）
- H10. 4. 1 財団法人山口県健康福祉財団に名称変更
- H10. 10. 1 山口県周防大島介護実習普及センター開設（大島町）
- H16. 4. 1 山口県社会福祉研修所、山口県介護実習普及センター及び山口県周防大島介護実習普及センターが(財)山口県ひとづくり財団に移管
- H18. 4. 1 山口県健康づくりセンターの指定管理者に選定
- H25. 2. 1 特例民法法人から公益財団法人へ移行

2 設立目的

山口県民の健康づくりの推進に関する事業及び障害者の支援、高齢者の福祉の増進、青少年の健全な育成等福祉に係る非営利の法人活動の促進と充実に関する事業を行い、県民の健康及び県内の社会福祉の向上と民間公益活動の発展に寄与することを目的とする。

3 活動内容（令和7年度事業計画）

(1) 健康づくりの推進

(1) 健康づくりの推進

ア 人材育成研修事業

- 県・市町の保健師、栄養士等の行政専門職員及び運動、母子保健、特定給食施設、特定健診、たばこ対策等の専門業務従事者等に対する研修の実施

イ 健康づくりに関する調査研究事業

- やまぐち健康マップの作成、体組成測定会の効果検証

ウ 健康づくり普及啓発事業

- 健康経営フォローアップ講習会やCOPD講演会等の開催
- 各種キャンペーンの実施（健康増進普及月間(9月)、ピンクリボン月間(10月)等）
- 行政、県民等からの依頼に基づく職員派遣、健康教育関連教材等の貸出

エ 健康情報提供事業

- ホームページ、メールマガジン等による健康情報の提供

(2) 社会福祉に係る非営利の法人活動の促進と充実に関する事業

ア 福利厚生事業

- 結婚祝金、入院見舞金、死亡弔慰金等の給付、人間ドック受診等への補助
- 生活資金の貸付、メンタルヘルス講習会の開催、会員交流事業の実施

イ 退職共済事業

- 退職年金、退職一時金等退職給付事業の実施

(3) 指定管理者事業

山口県健康づくりセンターの管理運営

<団体概要>

・ 設立年月

平成24年4月

・ 設立目的

山口県において、県民の自主的・主体的な県民活動を支援し、男女がともに協力し参画する社会の形成や地域性豊かで多彩な文化芸術活動の振興などに資する事業を総合的に推進することにより、県民一人ひとりがきらめき、元気で活力ある住み良い社会の実現に寄与することを目的とする。

<主な7年度事業>

1 活動支援事業

(1) きらめき活動助成事業

県民活動を支援するため、県内で活動する県民活動団体を助成

プログラム	対象	助成額
自立支援「ゆめ」プログラム	団体の立ち上げ・自立をめざす活動	20万円以内／件
課題解決支援「はな」プログラム	地域や社会の公益的課題の解決を図る活動	50万円以内／件

(2) 若者チャレンジ応援事業

県民活動の裾野を拡大するため、若者が取り組む県民活動への助成等

プログラム	対象	助成額
若者チャレンジ応援プログラム	若者(18～30歳)が過半数を占め若者が中心となって行う活動	20万円以内／件

(3) ボランティア活動振興事業

地域ボランティア、青少年育成ボランティアに取り組む団体を支援（県社会福祉協議会、県青少年育成県民会議）

- ・ 県ボランティア連絡協議会の運営、交流大会の開催
- ・ 企業ボランティア活動促進モデル事業所活動事例集の作成 他

(4) 繋がるネットワークづくり推進事業

団体や企業等が繋がるネットワークづくりを進めるため、交流会の開催や、団体と企業等との協働企画を助成

2 普及啓発事業

3分野（県民活動、男女共同参画、文化芸術活動）への県民の理解や参加を促進するための普及啓発活動や、HP・広報紙等による情報発信

3 人材育成事業

新たな課題等に対応できるよう団体の人材育成・取組や職場における女性の活躍の支援、優れた活動団体の表彰等

4 秋吉台国際芸術村管理運営事業（県立文化施設指定管理業務）